環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24 年11月22日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
埼玉県　株式会社アドバン・バイオディーゼル燃料活用プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	株式会社アドバン		印
住所	埼玉県熊谷市妻沼西 1 丁目 37		
代表者氏名	丑久保　紀美	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	岡田　雅仁	担当者 所属部署・役職	取締役
担当者 E-mail	info@kk-advan.co.jp	担当者電話番号	048－567-3303
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社武蔵野物流 （埼玉県行田市大字真名板2052-1） 代表者：代表取締役　丑久保　紀美　担当者：取締役　木村　光典		
プロジェクト参加者名	株式会社ツバルの森 （東京都千代田区飯田橋4丁目7番11号） 代表者：代表取締役　三嶋　浩太　担当者：取締役　事業統括部長　小沢　幸弘		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	株式会社アドバン		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	日本海事検定キューエイ株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	【プロジェクトの目的・内容】 株式会社アドバン（以下、アドバン）が廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料（以下、BDF）の製造を行い、これを株式会社武蔵野物流（以下、武蔵野物流）が所有する事業用車両の一部に活用することにより、温室効果ガス排出削減に貢献することを目的とする。 オフセット・クレジット（J−VER）（以下、J−VER）の売却により得た収益を、既存プラントの改修・拡大費用の一部として活用することで、事業拡大を模索することが本プロジェクトの最終的な目標である。 【適格性基準との整合性】 条件１～５全てに関して、整合性があることが認められている。 【法令遵守状況】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「消防法」、「道路運送車両法」、「自動車 NOx、PM 法」に関して該当し、それぞれ「グリセリンの廃棄証明」、「バイオディーゼル製造設備概要資料」、「車両整備結果」、「自動車検査証」にて、遵守していることが認められている。 【採用技術】 BDF 製造装置及び BDF 使用車両 【モニタリング方法】 6 つのモニタリングポイントを設定し、モニタリング計画書に基づき、モニタリングを行う。 モニタリングポイント名：P1　BDF の製造における年間電力消費量（kWh/年） モニタリングポイント名 P2　車両等で 1 年間に使用された BDF の量（kℓ/年） モニタリングポイント名：P3　メタノールの年間消費量（t/年） モニタリングポイント名：P4−1 車両点検（日常点検） モニタリングポイント名：P4−2 車両点検（3 か月、6 か月点検） モニタリングポイント名：P5　BDF の品質規格への適合性 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 方法論「E. 004　ver.6.1　廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論」に即して、GHG の算定を行った。 【モニタリング体制】

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【QA / QC 体制】

（1）教育訓練

算定・報告作成者がモニタリング手順書を作成しプロジェクト統括責任者の承認を受けた後、モニタリング方法や実施状況について、アドバン（BDF 製造部門責任者、各担当者）、及び武蔵野物流（車両部門責任者、担当者）に対し毎年１回以上打合せを行い確認し、必要に応じて指導を行う。

更に、BDF 製造責任者、及び車両部門責任者は、実際の BDF 製造、BDF 使用、車両整備等の状況の確認を行い、不具合等があれば算定・報告作成者に遅延なく通知し、改善策を協議の上実施する。

（2）情報の保管

各情報は、紙ベースで各本社に保存し、各部門の責任者が確認を行い、ワークシートまたは pdf 形式で算定・報告作成者に送付する。最終的な情報管理は、プロジェクト統括責任者の管理の下で実施し、モニタリングデータはアドバン本社内のデータサーバーに保存する。

（3）データの確認

データ作成者は、毎年度１回以上紙ベースのモニタリング結果とワークシートを無作為に抽出し、間違いがないかについて点検する。最終的なデータの確認は、プロジェクト統括責任者が行う。

（4）内部監査

内部監査員は、アドバン本社において本プロジェクト担当者以外から適任者を選定し、定期的（年１回を予定）に実施する。
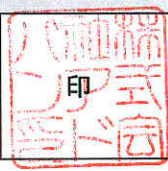
（5）測定機器の維持・管理

BDF 製造部門・車両部門の各責任者が、使用する機器について、取扱説明書等に基づいて適切に維持管理を行い、年１回以上必要な点検等を実施するものとする。

プロジェクト実施場所	・BDF 製造場所： 株式会社アドバン　熊谷プラント　（埼玉県熊谷市妻沼西部工業団地内） ・使用場所：　関東圏各所

<table>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">2008 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2011年9月26日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2012年10月22日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>481</td><td>448</td><td>523</td><td>505</td><td>505</td><td>2,502</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
((排出削減プロジェクト用)　ver.　3.0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">E. 004　ver.6.1</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">プロジェクト代表事業者と同一</td><td>印</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>
以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J–VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）

【①　類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑　類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J–VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。

□　以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています

類似制度名：

□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J–VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J–VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J–VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
☑　当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□　森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J–VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J–VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。
</td>
</tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☐ ホームページ

ホームページ URL：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ その他

具体的に：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以　上

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年10月22日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
埼玉県株式会社アドバン・バイオディーゼル燃料活用プロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	日本海事検定キューエイ株式会社　印		
担当部署名	審査部　GHG チーム		
責任者名	廣瀬　英俊		
責任者 E-mail	h-hirose@nkkkqa.co.jp		
責任者電話番号	03-5427-2505		
審査員名[i]	廣瀬英俊:チームリーダー 紀伊隆志:レビューアー		
機関要件への合致	暫定的妥当性確認機関として認定されている。		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 10 月 22 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.0		
妥当性確認期間	**2011 年 9 月 22 日～　2012 年 10 月 21 日**		
現地審査	■　有 □　無	期間	2011 年 9 月 30 日～2011 年 9 月 30 日
	審査内容	文書審査の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するインタビュー、記録及び現地確認を行った。検証のポイントは以下の通りである。 【GHG データ及び情報】 ・　プロジェクト活動境界の設定が適切か ・　プロジェクトに関係するすべての排出活動が特定されているか ・　採用技術の特定は適切か	

プロジェクト情報（A･B）	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。
適格性要件（C）	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの申請書における方法論 E004 ver.6.1 の適用は、実施規則に準拠しており、適格性基準を満たしていることを確認した。
排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの排出量算定は、方法論 E004 ver.6.1 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。
モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）	モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトのモニタリング計画は、方法論 E004 ver.6.1 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。
その他(D)	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況（環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施は法令等で要求されていないため除く)を確認した結果、当プロジェクトの申請書におけるその他事項に重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。
機関の見解（サマリー・結論）	この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘定して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎として行われ、方法論の適格性基準への整合性の確認、法令順守、環境影響評価、パブリックコメントへの対応、ベースライン排出量・プロジェクト排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価、算定報告書における記載の検討も含んでいる。これらの手続により、当機関は、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。 以上から、当機関は、株式会社アドバン殿が作成した「温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書」及び「モニタリングプラン」が上記基準等に基づいた審査の結果、デスクレビュー、現地及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトがオフセット・クレジット（J-VER）制度、ポジティブリストの適格性基準、方法論に依拠して作成していることを確認し、全ての重要な点に関して適正であると認める。

パブリックコメントの概要

パブリックコメントの募集期間
　2011年9月26日～10月9日
コメント
　なし

妥当性確認機関の見解

無限定適正

---

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年12 月7日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
一関市市有林における森林吸収量販売プロジェクト (水と緑の森低炭素社会支援プロジェクト)			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	一関市(イチノセキシ) 印		
住所	岩手県一関市竹山町 7 番2号		
代表者氏名	一関市長 勝 部 修	代表者役職	一関市長
担当者氏名	千葉 太一	担当者 所属部署・役職	農林部 農地林務課 主査
担当者 E-mail	taichic@city.ichinoseki.iwate.jp	担当者電話番号	0191-21-2111(8437)
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	一関市		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	一関市(イチノセキシ)		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><th colspan="2">プロジェクト情報</th></tr>
<tr><td>プロジェクト概要[2]</td><td>（具体的な内容を簡潔に記載すること。）
【プロジェクトの目的・内容】
当該プロジェクトの目的は、本市市有林で実施する間伐による二酸化炭素吸収量をクレジット化することにより得られる販売収益を市有林事業に還元することにより、継続可能な森林経営を推進することであり、これにより環境保全や地球温暖化防に止に貢献するものである。
また、J-VER 制度への参加は、市内森林所有者の森林管理に関する動機付となり、低炭素社会の実現に寄与するものである。
【内容】
当該プロジェクトにおいては、森林施業計画に基づき計画的かつ適期の間伐施業を推進するものとする。

【適格性基準との整合性】
当該プロジェクト対象地は、森林法第 5 条で規定される地域森林計画の対象森林に含まれる。
・市有林模範猿沢事業区　北上川中流域地域森林計画
・プロジェクト対象地は平成 22 年 11 月 30 日までの間に転用及び主伐が計画されていない。
・プロジェクト対象地は平成 22 年度及び平成 23 年度に間伐を実施する森林である。
・プロジェクト対象地が含まれる森林施業計画は平成 22 年 11 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日までを計画期間とするものである。
【法令遵守状況】
森林・林業基本法
森林法森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）

【採用技術】
<table><tr><th>機器名</th><th>メーカ名</th><th>耐用年数</th><th>導入時期</th><th>備考</th></tr><tr><td>林尺</td><td>牛方</td><td>10 年</td><td>平成 20 年度</td><td>胸高直径測定器</td></tr><tr><td>VERTEXⅢ</td><td>ハグロフ社</td><td>5 年</td><td>平成 17 年度</td><td>樹高測定器</td></tr><tr><td>LS-25 ﾄﾗｺﾝ</td><td>牛方</td><td>5 年</td><td>平成 18 年度</td><td>面積計測器</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
【モニタリング方法】
　ガイドラインに従い、30haを上回らないことを考慮した。また、地形条件、標高差を基に標準的な位置を設定した。そのうえで森林組合の現場の精通者に地区内の成長量にバラつきが無いことを聞き取りにより確認した。
【GHG 算定式の方法論への準拠性】
　方法論R001Ver5.1「森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」に準拠している。</td></tr>
</table>

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

【モニタリング体制】

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="6">ブリージョン
（作業の一部を森林組合へ委託予定）
｜　　　　　↑
検査・確認調書作成　　間伐完了届の提出
↓
間伐施業、面積の測定
委託業者(森林組合へ見積合わせで決定）
○間伐の実施
○面積測定、面積算定、面積測定器のキャリブレーション</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト実施場所</td><td colspan="6">（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。）
一関市 大東町 猿沢伊沢田北沢 93-1
一関市 大東町 猿沢山滝 55-55</td></tr>
<tr><td colspan="2"><方法論 R001・R002・R003 のみ>
プロジェクト対象面積</td><td colspan="6">岩手県一関市大東町猿沢字伊沢田北沢93-1　34.92ha
岩手県一関市大東町猿沢字伊沢田北沢93-1　28.31ha
計　63.23ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト期間</td><td colspan="6">平成22年4月1日 ～ 平成25年3月31日（3年）</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">平成22年4月１日 ～ 平成25年3月31日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">平成24年8月23日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">平成24年12月 7日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>0</td><td>0</td><td>205</td><td>335</td><td>332</td><td>872</td></tr>
</table>

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

・吸収量								
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （　　　　　　　　　　プロジェクト用）　ver.　4.2							
適用方法論	方法論番号	No. R. 001　ver.　6.1						
	方法論名称	森林経営活動によるCO_2吸収量の増大(間伐促進形プロジエクト)						
ダブルカウントの防止措置								
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）							印

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>
以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む）に申請しています

類似制度名：

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。
</td></tr>
</table>

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ ホームページ

ホームページ URL: http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に:

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

□ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☑ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☑ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:

□ その他

具体的に:

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

以 上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24 年 12 月 7 日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
一関市市有林における森林吸収量販売プロジェクト （水と緑の森低炭素社会支援プロジェクト）			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	一般財団法人　日本品質保証機構　（JQA）　印		
担当部署名	地球環境事業部		
責任者名	矢野　忠行		
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp		
責任者電話番号	03-6212-9333		
審査員名[i]	検証担当者　：野村　祐吾（検証チームリーダー） 外部専門家　：なし レビュー担当者　：浅川　健一（テクニカルレビュー） 浅川　健一（プロセスレビュー）		
機関要件への合致	合致		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 12 月 7 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.2		
妥当性確認期間	2012 年 8 月 28 日～ 2012 年 9 月 18 日		
現地審査	□　有 ~~□　無~~	期間	2012 年　8 月　30 日

	審査内容	デスクレビュー（フェーズ1審査）の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するヒアリング、書類及び現地確認（フェーズ2審査）を行った。審査ポイントは以下の通りである。 ＜GHGデータ及び情報＞ ・　プロジェクトの活動境界の設定 ・　プロジェクト活動に関係するすべての吸収・排出活動 ・　プロット地点の選定 ・　パラメータの引用 ＜QA・QC体制＞ ・　モニタリング体制及び算定体制 ・　モニタリング担当者の教育訓練方法 ・　データチェックの実施方法 ・　計測機器の管理方法
プロジェクト情報（A・B）	記載内容が適切であることを確認した。	
適格性要件（C）	適格性要件（R001 ver.6.1）を満足することを確認した。	
排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	モニタリング方法ガイドライン（Ver.4.2）及び方法論（R001 ver.6.1）を満足し、適切な内容であることを確認した。	
モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）	モニタリング方法ガイドライン（Ver.4.2）及び方法論（R001 ver.6.1）を満足し、適切な内容であることを確認した。	
その他(D)	記載内容が適切であることを確認した。	
機関の見解（サマリー・結論）	一般財団法人 日本品質保証機構（JQA）は、「一関市市有林における森林吸収量販売プロジェクト （水と緑の森低炭素社会支援プロジェクト）」におけるプロジェクト計画書（Ver.1.2）及びモニタリング計画書（Ver. 1.2）の妥当性を確認した。その結果、本プロジェクト計画書及びモニタリング計画書が、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（Ver.4.0）、モニタリング方法ガイドライン（Ver.4.2）及び方法論No.R001（Ver.6.1）により定められた適格性基準・方法論詳細に依拠して作成されていることを確認し、不確かさ及び誤りの評価結果が9.4%となり、重要性の判断基準の10%未満であることから、妥当性確認意見は無限定適正意見であることを表明する。	

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間：2012年8月27日～9月9日 コメント：該当なし 妥当性確認機関の見解：－

---

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年10月18日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

<table>
<tr><th colspan="4">プロジェクト名[1]</th></tr>
<tr><td colspan="4">北海道・尺別山林の森づくりプロジェクト</td></tr>
<tr><th colspan="4">【依頼者】 プロジェクト代表事業者</th></tr>
<tr><td>事業者名(フリガナ)</td><td colspan="3">かたばみ興業株式会社(カタバミコウギョウカブシキガイシャ) 印</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">東京都港区元赤坂 1-5-8 虎屋第 2 ビル</td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td>鹿島順介</td><td>代表者役職</td><td>代表取締役社長</td></tr>
<tr><td>担当者氏名</td><td>馬場崇</td><td>担当者
所属部署・役職</td><td>山林部・課長</td></tr>
<tr><td>担当者 E-mail</td><td>baba@katabami.co.jp</td><td>担当者電話番号</td><td>03-5413-8111</td></tr>
<tr><th colspan="4">プロジェクト事業者・プロジェクト参加者</th></tr>
<tr><td>プロジェクト事業者名</td><td colspan="3">かたばみ興業株式会社</td></tr>
<tr><td>プロジェクト参加者名</td><td colspan="3">無し</td></tr>
<tr><th colspan="4">オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者</th></tr>
<tr><td>事業者名(フリガナ)</td><td colspan="3">かたばみ興業株式会社(カタバミコウギョウカブシキガイシャ)</td></tr>
<tr><th colspan="4">妥当性確認機関</th></tr>
<tr><td>妥当性確認機関名</td><td colspan="3">一般財団法人 日本品質保証機構</td></tr>
</table>

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 本プロジェクトは、北海道尺別地区の山林において、カラマツ・トドマツ及び広葉樹等の間伐を 2007 年度から 2012 年度まで実施し、森林の吸収量を高め、北海道の生物多様性などにも寄与する美しい森づくりを行い、現地での同様の取組みの促進や雇用の維持促進にも貢献するものである。 【適格性基準との整合性】 C.2.1 条件 1:森林法第 5 条山林 C.2.2 条件 2: ①クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画・森林経営計画において転用及び主伐が計画されていない。 ②2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画・森林経営計画に基づき施業（間伐）されたものである。 ③2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされている。 C.2.3 条件 3:森林施業計画書の認定山林 【法令遵守状況】 森林法 5 条及び 11 条、森林・林業基本法 9 条、間伐等促進法（一部小班のみ） 【採用技術】 通常の間伐技術 【モニタリング方法】 活動量:間伐面積(実測) 排出係数:拡大係数、容積密度、地下部比率、幹材積成長量(資料) 地位級(プロット調査) 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 全て準拠 【モニタリング体制】 かたばみ興業山林部及び尺別営業所にて実施 【QA / QC 体制】 教育訓練、情報管理、データ確認、内部監査、測定機器の維持管理を適切に実施
プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 北海道釧路市音別町 音別 71 番 1 音別 85 番 尺別 5 番 1 尺別 16 番 1 尺別 17 番 尺別 20 番 直別 4 番 4 直別 9 番 6 直別 11 番 1

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

項目		内容					
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積		136.6 ha					
プロジェクト期間		2007 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日(6 年 0 ヶ月)					
クレジット期間		2007 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日					
プロジェクト計画開始届提出日		2012年 8月 27日					
妥当性確認終了日		2012年 10月 10日					
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2	369	522	636	731	859	3,117
適用モニタリング方法ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver. 4.2					
適用方法論	方法論番号	No.R 001 ver. 6.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進プロジェクト)					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者		(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)					印

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む)に申請しています

類似制度名:

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td>
</tr>
</table>

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 □ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 □ ホームページ ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 出版物 （環境報告書/定期刊行物） □ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】 ☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。 □ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています □ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 □ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。 □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 □ 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

備考欄

以 上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24 年 10 月 10 日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
北海道・尺別山林の森づくりプロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	一般財団法人　日本品質保証機構　(JQA)　印		
担当部署名	地球環境事業部		
責任者名	矢野　忠行		
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp		
責任者電話番号	03-6212-9333		
審査員名[i]	検証担当者　：野村　祐吾（検証チームリーダー） 外部専門家　：なし レビュー担当者　：浅川　健一（テクニカルレビュー） 浅川　健一（プロセスレビュー）		
機関要件への合致	合致		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 10 月 10 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.2		
妥当性確認期間	2012 年 9 月 7 日～ 2012 年 10 月 10 日		
現地審査	☐ 有 ~~☐ 無~~	期間	2012 年 9 月 13-14 日

	審査内容	デスクレビュー（フェーズ1審査）の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するヒアリング、書類及び現地確認（フェーズ2審査）を行った。審査ポイントは以下の通りである。 ＜GHGデータ及び情報＞ ・　プロジェクトの活動境界の設定 ・　プロジェクト活動に関係するすべての吸収・排出活動 ・　プロット地点の選定 ・　パラメータの引用 ＜QA・QC体制＞ ・　モニタリング体制及び算定体制 ・　モニタリング担当者の教育訓練方法 ・　データチェックの実施方法 ・　計測機器の管理方法
プロジェクト情報 （A・B）	記載内容が適切であることを確認した。	
適格性要件（C）	適格性要件（R001 ver.6.1）を満足することを確認した。	
排出量・吸収量算定 （Ⅰ・Ⅱ）	モニタリング方法ガイドライン（Ver.4.2）及び方法論（R001 ver.6.1）を満足し、適切な内容であることを確認した。	
モニタリング計画 （Ⅲ～Ⅵ）	モニタリング方法ガイドライン（Ver.4.2）及び方法論（R001 ver.6.1）を満足し、適切な内容であることを確認した。	
その他(D)	記載内容が適切であることを確認した。	
機関の見解 （サマリー・結論）	一般財団法人 日本品質保証機構（JQA）は、「北海道・尺別山林の森づくりプロジェクト」におけるプロジェクト計画書（Ver.1.1）及びモニタリング計画書（Ver.1.1）の妥当性を確認した。その結果、本プロジェクト計画書及びモニタリング計画書が、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（Ver.4.0）、モニタリング方法ガイドライン（Ver.4.2）及び方法論No.R001（Ver.6.1）により定められた適格性基準・方法論詳細に依拠して作成されていることを確認し、不確かさ及び誤りの評価結果が5.4%となり、重要性の判断基準の10%未満であることから、妥当性確認意見は無限定適正意見であることを表明する。	

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間：2012年8月27日～9月9日 コメント：該当なし 妥当性確認機関の見解：－

---

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年10月23日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
福島県玉川村トマト生産農家による木質系ペレットボイラーを用いた温室効果ガス排出削減事業(エコトマト生産販売事業)			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	玉川村加温ハウス組合(タマカワムラカオンハウスクミアイ) 印		
住所	福島県石川郡玉川村大字川辺字和尚平100番地		
代表者氏名	小針金之	代表者役職	組合長
担当者氏名	矢部玄幸	担当者所属部署・役職	玉川村 企画産業課 主幹兼課長補佐
担当者 E-mail	m-yabe@vill.tamakawa.fukushima.jp	担当者電話番号	0247-57-4627
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	小針農園(コバリノウエン)		
プロジェクト参加者名	遠野興産株式会社(トオノコウサンカブシキガイシャ)		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	福島県石川郡玉川村(フクシマケンイシカワグンタマカワムラ)		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人日本品質保証機構 地球環境事業部(JQA)		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報

プロジェクト概要[2]

【プロジェクトの目的・内容】

平成 20 年から、ペレットボイラーと重油ボイラーを併用しての加温を開始している。これにより、燃料費の削減および安定化をはかりつつ、CO2 も削減でき、尚かつ、出荷時期を早めることで、トマトの高付加価値化を可能にし、地域経済の停滞を食い止めることができている。

また、震災以降、施設栽培のため、放射能汚染の心配も少なく栽培・出荷できることが注目されており、風評被害に苦しむ福島県下において地場農産品の復興にも寄与する内容である。本プロジェクトは J-VER クレジットとオフセット認証の取得を通じ、出荷するトマトにラベリングを行い、他産地との差別化を計り、地域産業の発展に寄与することを目的とする。

【適格性基準との整合性】

(条件1)

冬期間のトマトの施設栽培のために、以前は重油ボイラーによる加温を実施していたが、新たにペレットボイラーを設置し、重油ボイラーの燃料使用量の削減を図った。

(条件 2)

使用されるペレットの原料はすべて国産材で、切捨て間伐材および製材所から集めた端材をペレットに加工して利用している。

(条件3)

投資回収年数＝設備投資費用／年間収入＝3.4 年 であり、投資回収年数が 3 年以上である。

【法令遵守状況】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に該当するが、適切な処理を実施し対応している。

【採用技術】

プロジェクトで使用する設備・機器等

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
乾燥機(SDD800K-13S)	金子農機(株)	8	平成 18 年 3 月	おが粉製造(遠野興産)
オガ粉粉砕機(シュレッダー)		3	平成 18 年 3 月	
造粒機(フジカールペレタイザー:38-600)	カール社	8	平成 18 年 3 月	ペレット製造(遠野興産)
造粒機(ペレタイザー:500-M.580LS/FF)	ザルマテック社	3	平成 21 年 10 月	
給湯ボイラー(温水バークボイラー:SKP-300)	小片鉄工所	8	平成 18 年 3 月	

【ボイラ施設】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
PLB 92GR2 型(e ペレ)	グリーン渡会㈱	7	平成 20 年 11 月	

【モニタリング方法】

(遠野興産(株)(ペレット製造事業者))

- ペレットの製造時に使用する電力量は製造工程に係る電力機器の定格出力×稼働時間を掛けて概算する

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	・ペレットの製造時に使用する灯油量は灯油購入量(伝票)による把握 (玉川村加温ハウス組合) ・木質ペレットの重量は伝票による購買量の把握 ・補助電力は木質ペレットボイラーを含む系統の電気使用量(伝票)にて把握 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 全てガイドラインに準拠している。 【モニタリング体制】 排出削減量の確認・承認: 玉川村加温ハウス組合 J-VER責任者 排出削減量の確認・承認: 玉川村加温ハウス組合 排出削減量算定責任者 データの確認・承認:玉川村加温ハウス組合 排出削減量算定担当者 モニタリングの実施:遠野興産株式会社 職員(木質ペレット製造に関わるモニタリングポイントの調査実施) 玉川村加温ハウス組合 職員(木質ペレットの運搬、消費に関わるモニタリングポイントの調査実施 外部機関(木質ペレット単位発熱量の計測) 内部監査:玉川村加温ハウス組合 監査員 【QA / QC 体制】 (1)教育訓練 プロジェクト代表事業者は、他のプロジェクト参加者に対して、モニタリングに関する役割分担、モニタリング方法などに関する教育訓練を年 1 回実施する。 (2)情報の保管 使用したデータ、分析結果及び伝票類、教育訓練記録等について、排出削減量算定担当者が電子 データ化し保管する。 (3)データの確認 排出削減量算定担当者は、モニタリング時に使用した係数等の妥当性の確認、経年的なデータ変化の確認等を行い、恣意的なデータやデータの異常がないか確認する。 確認作業は正確性を高めるため、排出削減量算定担当者と排出削減量算定責任者が各々確認作業にあたり、その頻度はデータ入力時、報告書作成時と2回実施する。 (4)内部監査 チェックミスを見落とさないよう組合の監査員が内部監査を実施する。 データのモニタリング及び収集、排出削減量の算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスの信頼性を維持・向上させるためモニタリング体制、ガイドライン等に対し、適切に実施されているか、効率よく機能しているか定期的に確認する。課題検討等の問題点がある場合、是正措置・予防措置等の必要な措置を関係者に対し実施する。 監査時期は、モニタリングデータ作成時、報告書完了時と 2 回実施する。 (5)測定機器の維持・管理 計量法の定める方法で検査を受ける。検査結果は排出削減量算定担当者及び排出削減量算定責任者が検査内容、結果が適切であるか確認する。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td colspan="2">プロジェクト実施場所</td><td colspan="6">【ペレットボイラー設置場所】
小針農園　ハウス（福島県石川郡玉川村大字川辺字十日森 116 番地）
【ペレット製造場所】
遠野興産（福島県いわき市遠野町滝字島廻 49）</td></tr>
<tr><td colspan="2"><方法論 R001・R002・R003 のみ>
プロジェクト対象面積</td><td colspan="6">—</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト期間</td><td colspan="6">2008 年 11 月 14 日～2015 年 11 月 13 日（7 年 0 ヶ月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">2008 年 11 月 14 日 ～ 2011 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2012年9月12日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2012年10月23日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>2.0</td><td>2.4</td><td>2.4</td><td>—</td><td>—</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
（排出削減プロジェクト用）　ver.4.0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">No.SS- E.　002ver.8.1</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）</td><td>印</td></tr>
</table>

3 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む)に申請しています

類似制度名:

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
■ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

□ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- □ ホームページ
  ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- □ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- □ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- □ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- □ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- □ その他
  具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

備考欄

以 上

様式 12

2011.04.21 第 2.0 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24 年 10 月 23 日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
福島県玉川村トマト生産農家による木質系ペレットボイラーを用いた温室効果ガス排出削減事業（エコトマト生産販売事業）			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	一般財団法人　日本品質保証機構　印		
担当部署名	地球環境事業部		
責任者名	矢野　忠行		
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp		
責任者電話番号	03-6212-9333		
審査員名[i]	審査担当者　：野村　祐吾（審査チームリーダー） 外部専門家　：なし レビュー担当者　：浅川　健一（テクニカルレビュー） 浅川　健一（プロセスレビュー）		
機関要件への合致	合致		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 10 月 23 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.2		
妥当性確認期間	2012 年 9 月 11 日～ 2012 年 10 月 23 日		
現地審査	□ 有 ~~□ 無~~	期間	2012 年 9 月 28 日

	審査内容	デスクレビュー(フェーズ1審査)の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するインタビュー、記録及び現地確認(フェーズ 2 審査)を行った。審査ポイントは以下の通りである。 ＜GHG データ及び情報＞ ・ プロジェクトの活動境界の設定が適切か ・ プロジェクト活動に関係するすべての吸収・排出活動が特定されているか ・ ベースラインの設定は適切か ・ パラメータのモニタリング方法は適切か ＜QA・QC 体制＞ ・ モニタリング体制及び算定体制は適切か ・ モニタリング担当者の力量が確保されるか ・ データチェックはどのように行われるか ・ 計測機器の管理はどのように行われるか
プロジェクト情報 (A・B)	記載内容が適切であることを確認した。	
適格性要件(C)	適格性要件(No.SS-E002 Ver.8.1)を満足することを確認した。	
排出量・吸収量算定 (Ⅰ・Ⅱ)	モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.0)及び方法論(No.SS-E002 Ver.8.1)を満足し、適切な内容であることを確認した。	
モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅵ)	モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.0)及び方法論(No.SS-E002 Ver.8.1)を満足し、適切な内容であることを確認した。	
その他(D)	記載内容が適切であることを確認した。	
機関の見解 (サマリー・結論)	一般財団法人 日本品質保証機構(JQA)は、「福島県玉川村トマト生産農家による木質系ペレットボイラーを用いた温室効果ガス排出削減事業(エコトマト生産販売事業)」におけるプロジェクト計画書(Ver.1.1)並びにモニタリング計画書(Ver. 1.1)の妥当性を確認した。その結果、本プロジェクト計画書及びモニタリング計画書が、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則(Ver.4.0)、モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.0)及び方法論 No.SS-E002(Ver.8.1)により定められた適格性基準・方法論詳細に依拠して作成されていることを確認し、不確かさ及び誤りの評価結果が 0%となり、重要性の判断基準の 5%未満であることから、妥当性確認意見は無限定適正意見であることを表明する。	

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間:2012年9月26日～10月9日 コメント:該当なし 妥当性確認機関の見解:-

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成24年10月22日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
大阪府株式会社村上電子工学におけるボイラー装置の更新・燃料転換と照明設備の導入技術による温室効果ガス削減事業			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	株式会社村上電子工学(カブシキガイシャムラカミデンシコウガク)		印
住所	大阪府大阪市平野区加美東 2 丁目 4 番 20 号		
代表者氏名	村上　孝治	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	竹内　秀光	担当者 所属部署・役職	総務部・部長
担当者 E-mail	takeuchi@murakami-elec.co.jp	担当者電話番号	06-6793-5546(代)
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社村上電子工学		
プロジェクト参加者名	一般財団法人大阪府みどり公社		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	株式会社村上電子工学(カブシキガイシャムラカミデンシコウガク)		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		

1 プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的･内容】 　ボイラーの燃料代替プロジェクトや高効率照明への代替をオフセット･クレジットとすることにより、今後の地球温暖化対策など係る設備投資の一部に充当する。 　A 重油を使用するボイラーから都市ガスを使用する高効率ボイラーに転換することにより、化石燃料による CO2 排出量の削減を図る。 また、工場や事務所で使用している水銀灯や蛍光灯などを LED に転換して消費電力の節減を図る。 【適格性基準との整合性】 条件 1 ① LED 照明に更新したのは一部の既存の照明設備である。 ② A 重油ボイラー(250kg/h、1 台)を 三浦工業社製 RV-160ZS２台)(平成 23 年 8 月導入)に転換。高効率ボイラーの導入とA 重油から都市ガスへの燃料転換により化石燃料による CO2 排出量を削減。既存ボイラーは更新により撤去するまで正常に稼働しており、故障や老朽化による更新ではない。更には、導入ボイラーは蒸気発生のみでコジェネではない。 条件 2 ① 代替された照明設備は、蛍光灯で 32W から 20W、22W または 24W、水銀灯は 400W から 79W、街灯は 100W から 24.9W と高効率である。 ② 高効率ボイラーの導入と A 重油から都市ガスへの燃料転換により化石燃料による CO2 排出量を削減。 条件 3 ① 経済性評価 年間削減量は 7.5t-CO2/年、削減される電力量=7.5(t-CO2/年）÷0.35(t-CO2/MWh)=21.4MWh/年 電気代≒17 円/kWh とすると、年間の電気代は、電気代≒17 円×21.4MWh/年=364 千円/年 設備投資費用=900 千円＋478 千円＋179 千円＋802 千円=2,359 千円 投資回収年数=2,359 千円÷364 千円/年≒6.5 年 投資回収年数は約 6.5 年となり当プロジェクトは採算性が低い。 ② ボイラーは蒸気発生に使用し、発生させた蒸気は全てメッキ槽などで使用している。 条件 4

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

① 該当項目なし

② 【投資回収効果】

〇本プロジェクトでは、ボイラーの燃料代は 459 千円/年の赤字となり、プロジェクトの採算性はない。(ボイラー設置・入替工事費 3,304 千円(税込)、補助金 829 千円)

【代替前】

・2010 年度の A 重油年間消費量 40.26kL/年(78.1*円/1)

・年間の A 重油代 ⇒ 3,859 千円/年(49.26kL/年×78.1 円/L*)

*2010 年 9 月から 2011 年 8 月の実績値

【代替後】

・都市ガス年間消費量(平成 22 年 9 月～平成 23 年 8 月までの A 重油使用料から推定)41.6 (千㎥/年)⇒41.6 (千㎥/年)×103.8 円** ＝4,318 千円

**2011 年 9 月から 2012 年 8 月の実績値

【投資回収効果】

・3,859 千円/年 －4,318 千円/年 ＝－459 千円/年

【法令遵守状況】

該当なし。

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
都市ガス貫流ボイラー	三浦工業製 RV-160ZS	15 年	平成 23 年 8 月 29 日	設置容量 160kg × 2 台 =320kg
LED ペンダント」	㈱近藤照明 EPR7019W	10 年	平成 23 年 8 月 20 日	79W×2基
防犯灯	パナソニック電工 Y20407LE1	10 年	平成 23 年 8 月 6 日	24.9W×2 基
蛍光灯型 LED	株式会社ニッセン 9984 番	10 年	平成 23 年 8 月 6 日	20W×80 基
蛍光灯型 LED	株式会社ワールドソリューション GT-40	10 年	平成 23 年 12 月 20 日	22W×16 基
直管型 LED ランプ	株式会社メイコウテック	10 年	平成 24 年 7 月 30 日	24W×101 基

【モニタリング方法】

実測または購買量による。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

全て準拠する。

【モニタリング体制】

工場毎に照明の点灯時間を毎日記録、事務所の点灯時間はタイムレコーダーで記録する。また、ボイラーの稼働時間は、毎日記録し、都市ガス消費量は購入伝票でモニタリングを行うこととする。

【QA / QC 体制】

J-VER プロジェクトについての教育を社員に行い周知するとともにプロジェク

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

	ト担当者の研修、ボイラーの効率的な運用をはかるため、工場内のメッキ槽等の効率的な運転等について従業員に周知を行う。 プロジェクト担当者は都市ガス使用量や照明稼働時間のデータを記録し保存、管理責任者は適時、担当者が記録したデータのチェックを行う。 年１回以上、内部監査を行い本プロジェクトの実施状況を確認、問題が発見された場合には、管理責任者の責任において是正処置を実施する。
プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 大阪府大阪市平野区加美東 2 丁目 4 番 20 号
＜方法論 R001・R002・R003 のみ＞ プロジェクト対象面積	
プロジェクト期間	① E010 2011 年 9 月 1 日 ～ 2021 年 8 月 31 日(10 年ヶ月) ② E011 2011 年 9 月 2 日 ～ 2026 年 9 月 1 日(15 年ヶ月)
クレジット期間	① E010 2011 年 9 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日 ② E011 2011 年 9 月 2 日 ～ 2013 年 3 月 31 日
プロジェクト計画開始届提出日	２０１２年９月１４日
妥当性確認終了日	２４年１０月１８日

想定削減・吸収量	年度		2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	E010	t-CO2				4	7	11
	E011					22	37	59
	合計					26	44	70

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （ 排出削減 プロジェクト用） ver. 4.0	
適用方法論	方法論番号	① E 010 ver.3.0 ② E 011 ver.2,2
	方法論名称	① 照明設備の更新 ② ボイラー装置の更新・燃料転換

ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）	印

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>
以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）

【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む）に申請しています

類似制度名：

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：

【② 三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。
</td>
</tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ☐ ホームページ
  ホームページ URL：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- ☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- ☐ その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- ☐ その他
  具体的に：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

備考欄

以 上

様式 11

2011.04.21　第 2.0 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成24年10月18日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
大阪府株式会社村上電子工学におけるボイラー装置の更新・燃料転換と照明設備の導入技術による温室効果ガス削減事業			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	SGS ジャパン株式会社　印		
担当部署名	認証サービス事業部 サステナビリティサービス部		
責任者名	西　利道		
責任者 E-mail	Toshimichi.nishi@sgs.com		
責任者電話番号	045-330-5021		
審査員名[i]	野原　浩樹（チームリーダー） 西　利道（テクニカル・レビューアー）		
機関要件への合致	妥当性確認・検証機関としての要件を満たし、妥当性確認・検証機関としての登録を受けている（E001～E028 分野）		
妥当性確認報告書発行日	平成 24 年 10 月 18 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.2		
妥当性確認期間	**平成 24 年 9 月 22 日～平成 24 年 10 月 18 日**		
現地審査	■　有 □　無	期間	平成 24 年 10 月 2 日
	審査内容	プロジェクト計画書及びモニタリング計画書に示されたプロジェクト内容が、妥当性確認基準に準拠しているかの観点にて、関連資料のデスクレビューを行った。 モニタリング体制、QA・QC 手順については、特定された各要員に対してインタビューを実施することにより、文書に規定された内容と実態が乖離していないことを確認した。	

1

		プロジェクト計画書及びモニタリング計画書に記述された排出削減量については、計算の前提となる活動量、排出係数を、添付された資料との整合も含めて全数確認を実施した。一方、現地確認を通じ、プロジェクト計画書及びモニタリング計画書と現状との乖離、計画されているモニタリング手順の妥当性を判断することとした。関連帳票及び記録、更新された設備を確認する為、株式会社村上電子工学にて審査を行った。
プロジェクト情報 (A・B)	プロジェクト計画書及び関係書類等を確認し、プロジェクト関係者に対するインタビュー及び現地確認を行った結果、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、当プロジェクトにおけるプロジェクト情報が重要性の点から適切に表記されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠していることを確認し、妥当であると判断した。	
適格性要件(C)	プロジェクト計画書及び関係書類等を確認し、プロジェクト関係者に対するインタビュー及び現地確認を行った結果、当プロジェクトは、当該方法論及び実施規則に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、重要性の点から適切に表記されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠していることを確認した。以上より、妥当であると判断した。	
排出量・吸収量算定 (Ⅰ・Ⅱ)	モニタリング計画書及び証拠書類等を確認し、プロジェクト関係者に対するインタビュー及び現地確認を行った結果、当プロジェクトは、当該方法論及び実施規則に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、重要性の点から適切に表記されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠していることを確認した。以上より、妥当であると判断した。	
モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅵ)	モニタリング計画書及び証拠書類等を確認し、プロジェクト関係者に対するインタビュー及び現地確認を行った結果、当プロジェクトは、当該方法論及び実施規則に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、重要性の点から適切に表記されており、また不確かさの定量評価は 5%未満となり、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠していることを確認した。以上より、妥当であると判断した。	
その他(D)	プロジェクト計画書及び関係書類等を確認し、プロジェクト関係者に対するインタビュー及び現地確認を行った。関連する許認可及び関連法令等の順守状況、当プロジェクトにおけるプロジェクト情報が、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、重要性の点から適切に表記されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠していることを確認し、妥当であると判断した。	
機関の見解 (サマリー・結論)	「大阪府株式会社村上電子工学におけるボイラー装置の更新・燃料転換と照明設備の導入技術による温室効果ガス削減事業」に対し、提出されたプロジェクト計画書 Ver.1.1 及び付属文書に示されたプロジェクトについて、	

	合意された妥当性確認範囲、目的及び基準に基づき、合意的保証を付与する水準にて妥当性確認を実施した。その結果、プロジェクト計画書 Ver.1.1 及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、排出削減方法論(E010 及び E011)に依拠して作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると判断した。以上より、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。

パブリックコメントの概要

パブリックコメントの募集期間

本プロジェクトに関して、平成24年9月26日から平成24年10月9日までの間、パブリックコメントを募集した。

コメント

受け付けられたコメントはなかった。

妥当性確認機関の見解

受け付けられたコメントはなかった。

---

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年 10月22日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
山形県村山地域等でのペレット使用による CO2 排出削減プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人 環境ネットやまがた (トクテイヒエイリカツドウホウジン カンキョウネットヤマガタ) 印		
住所	山形県山形市上桜田 3-2-37		
代表者氏名	松村 倭男	代表者役職	代表
担当者氏名	安孫子 秀人	担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail	eny@chive.ocn.ne.jp	担当者電話番号	023-679-3340
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	特定非営利活動法人 環境ネットやまがた 山形県ペレットエコポイント事業コンソーシアム		
プロジェクト参加者名	協同組合 山形ウッドエネルギー やまがた木質ペレット利用研究会		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人 環境ネットやまがた (トクテイヒエイリカツドウホウジン カンキョウネットヤマガタ)		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報

プロジェクト概要[2]

（具体的な内容を簡潔に記載すること。）

【プロジェクトの目的・内容】

【目的】

雪国である山形県では化石燃料を使用する暖房器具から多くの CO2 が排出されており、地球温暖化防止のためには、化石燃料に替わる燃料として木質ペレットの利用が有効であるが、まだまだ普及が進んでおらず、木質ペレットの利用を推進すると共に、当原料に県内の木材を利用する事でエネルギーの地産地消を推進することを、本プロジェクトの目的とする。

【内容】

山形県村山地域における一般家庭などでのペレットストーブの利用を普及促進し、化石燃料から木質ペレット燃料へと転換することで CO2 を削減する。

【適格性基準との整合性】

・アンケートの実施によってベースラインの代替燃料を確認しており、木質系以外の方が本プロジェクトに参加している。よって、条件１「代替される燃料は化石燃料・電力であること」に整合する。

・木質ペレットの原料は未利用の原料であり、「未利用の木質バイオマスであること」「建築廃材ではないこと」に整合する。

間伐時の梢端材、曲り材、二又材など欠陥材は林地に放置されていた。また製材端材、剪定枝なども利用価値がなく、廃棄物として処分されていた。しかし、いずれもペレット原木として利用されうるバイオマスである。

これらの原料は山形県内の業者が県内にて取得供給しており、「国産」の木材である。

・プロジェクトの開始にあたり、木質ペレットストーブの使用者
に対し参加確認アンケートを実施し、①J-VER 制度への参加意思の確認、②木質ペレットで代替される化石燃料等の種類（現在使用中の暖房機器）等を把握している。また、今後新規で導入する方にもアンケートを実施し、上記①②を確認する。

よって、条件３「参加意志の確認、ベースラインでの暖房器具の
特定が行われること」に整合する。

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

【法令遵守状況】

		該当しない	該当する
1	大気汚染防止法	□	■具体的に*：設立時に山形県の立入検査にも合格しており、その後も排出基準を遵守していることを定期的に外部機関が確認
2	水質汚濁防止法	■	□具体的に*：
3	騒音規制法	■	□具体的に*：
4	振動規制法	■	□具体的に*：
5	景観法	■	□具体的に*：
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	□	■具体的に*：木質ペレットの燃焼灰にはクロム等の有害物質が含有される場合があるため、廃棄物として処理する場合には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理する。※1
7	環境影響評価法	■	□具体的に*：
8	建築基準法	■	□具体的に*：
9	消防法	□	■具体的に*：指定可燃物保管の届出（ペレット）

※1

（工場内）製造したペレットは、外部機関の検査確認により基準値を超えるクロムを含まない事を確認している。

（一般家庭）一般家庭にて使用するペレットストーブの燃焼室にはクロムを含む素材は使用されておらず、家庭での利用によって焼却灰にクロムが含まれる事は無い。

【採用技術】

【木質ペレット製造設備】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
成形機	旭機械	8 年	2004 年 1 月	MV-515 型
おが粉製造機	旭機械	8 年	2004 年 1 月	SDM-Ⅲ-50 型
乾燥機	旭機械	8 年	2004 年 1 月	ロータリーキルン式乾燥機吸引ファン
小袋詰め装置	旭機械	8 年	2004 年 1 月	3CM-52 型

【木質ペレットストーブ】

機器名	メーカ名	耐用年数	備考
ペチカ (BPS902)	山本製作所	7年	
ペチカ (BPS903)	山本製作所	7年	
ペチカ禅	山本製作所	7年	
Woody (PS-1300)	山本製作所	7年	
FFP-701DF	サンポット	7年から10年	
SS-1	さいかい	7年以上	
NS(T)型　ペレトーブ	日鋼設計	10年以上	
ペレチカ (VEL970, VEL927)	金子農機	6年	
クラフトマン	石村工業	10年	

【計量器】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
MT-150	イシダ	-	2008年1月	ダブルチェック用 AC100V 50/60Hz. 消費電力 MAX 8W

【モニタリング方法】

・ペレット製造事業者（ペレット販売店）

　ーペレット製造工場の電力使用量を、購買伝票により把握する

　ーペレット販売量を、販売出荷記録により把握する

・外部委託機関

　ーペレットの単位発熱量を、年一回実測する

・特定非営利活動法人 環境ネットやまがた

　ーPJ 参加者を参加申込書とアンケートによって把握する

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

全て方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠した算定式を使用している。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

【QA / QC 体制】

（１）　教育訓練

ペレット製造工場、ペレット販売量の集計担当者、承認者に対する制度、モニタリング方法論の説明の実施。

（２）　情報の保管

ペレット製造工場におけるデータは製造工場で、伝票の現物、集計データを保管する。

ペレット販売量のデータと全体の実績の集計データは、協同組合山形ウッドエネルギーが保管する。

情報の保管は、事業を実施する限り破棄することなく永久保管するものとする。

（３）　データの確認

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="6">データ測定記録者に加え、承認者によるダブルチェックをデータ記録時（月 1 回）行う。
（4）内部監査
内部監査は年に 1 度、山形県ペレットエコポイント事業コンソーシアムが監査する。
監査内容は本「プロジェクト計画書」および本「モニタリング計画書」通りに実施されていることを確認し、その結果を記録として保管する。
内部監査にて問題が発見された場合には、プロジェクト代表事業者の責任において是正処置を実施する。
（5）測定機器の維持・管理
ペレット燃料の成分分析は外部機関に委託する。工場において自動計測器により大袋（フレコン）及び　　小袋 10kg に袋詰めされる。大袋用はかりは計量法に基づき 2 年に 1 度精度確認を行う。小袋用はかりは 2 年に一度、外部機関に依頼し精度確認を実施し、維持管理を行う。このペレット燃料の計測管理は当該工場長の責任の下に行なわれる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト実施場所</td><td colspan="6">(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)
ペレット原料供給
　山形県森林組合連合会、株式会社阿部林業、山一木材（山形県内の企業・団体）
ペレット製造
　協同組合山形ウッドエネルギー（寒河江市中央工業団地 181-9）
ストーブ利用
　【既存導入先】アンケートにて確認済みの一般家庭
　【新規導入先】導入先一般家庭に対し、アンケートにて確認</td></tr>
<tr><td colspan="2"><方法論 R001・R002・R003 のみ>
プロジェクト対象面積</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト期間</td><td colspan="6">2008 年　4 月　1 日 ～ 2013 年　3 月　31 日（5 年　0 ヶ月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">2008 年　4 月　1 日 ～ 2012 年　12 月　31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">平成２４年８月１３日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">平成２４年１０月９日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>10.7</td><td>18.5</td><td>24.0</td><td>31.4</td><td>16.8</td><td>101</td></tr>
</table>

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td>適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="3">オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
(排出削減プロジェクト用) ver.4.0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="2">No. E. 003 ver. 5.4</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="2">木質ペレットストーブの使用</td></tr>
<tr><td colspan="4">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="2">(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)</td><td>印</td></tr>
</table>

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）
【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。
□ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています
類似制度名：
□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。
□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。
□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。
理由：
【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。
□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。
※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

□ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

- □ ホームページ
  ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- □ 出版物 (環境報告書/定期刊行物)
- □ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- □ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- □ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。
- □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- □ その他
  具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

備考欄

以上

様式 12

2011.04.21　第 2.0 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成24年10月19日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

<table>
<tr><th colspan="4">対象プロジェクト名</th></tr>
<tr><td colspan="4">山形県・環境ネットやまがたによる山形県村山地域等でのペレット使用による CO2 排出削減プロジェクト</td></tr>
<tr><th colspan="4">GHG 妥当性確認機関</th></tr>
<tr><td colspan="4">当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。</td></tr>
<tr><td>機関名</td><td colspan="3">SGS ジャパン株式会社　印</td></tr>
<tr><td>担当部署名</td><td colspan="3">認証サービス事業部　サステナビリティサービス部</td></tr>
<tr><td>責任者名</td><td colspan="3">マネジャー　西　利道</td></tr>
<tr><td>責任者 E-mail</td><td colspan="3">Toshimichi.nishi@sgs.com</td></tr>
<tr><td>責任者電話番号</td><td colspan="3">045-330-5021</td></tr>
<tr><td>審査員名[i]</td><td colspan="3">都倉　知宏（チームリーダー）
野原　浩樹（レビュー担当者）
西　利道(レビュー監督者)</td></tr>
<tr><td>機関要件への合致</td><td colspan="3">妥当性確認・検証機関としての要件を満たし、妥当性確認・検証機関としての登録を受けている（E001～E028 分野）</td></tr>
<tr><td>妥当性確認報告書発行日</td><td colspan="3">平成 24 年 10 月 19 日</td></tr>
<tr><th colspan="4">審査内容</th></tr>
<tr><td>適用妥当性確認・検証ガイドライン</td><td colspan="3">オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.2.2</td></tr>
<tr><td>妥当性確認期間</td><td colspan="3">平成 24 年 9 月 18 日～平成 24 年 10 月 19 日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現地審査</td><td>■　有
□　無</td><td>期間</td><td>平成 24 年 10 月 9 日</td></tr>
<tr><td>審査内容</td><td colspan="2">プロジェクト計画書及びモニタリング計画書に示されたプロジェクト内容が、妥当性確認基準に準拠しているかの観点にて、関連資料のデスクレビューを行った。
モニタリング体制、QA・QC 手順については、特定された各要員に対してインタビューを実施することにより、文書に規定された内容と実態がかい離していないことを確認した。</td></tr>
</table>

		プロジェクト計画書及びモニタリング計画書に記述された排出削減量については、計算の前提となる活動量、排出係数を、添付された資料との整合も含めて全数確認を実施した。 一方、現地確認を通じ、プロジェクト計画書及びモニタリング計画書と現状とのかい離、計画されているモニタリング手順の妥当性を判断することとした。 全体的な記録の確認及びプロジェクト代表事業者・担当者へのインタビューは、主としてペレット生産工場及び事務所への訪問にて実施した。また、関連帳票及び記録の確認などを実施した。
プロジェクト情報 (A・B)	プロジェクト計画書及び関係書類などを確認し、プロジェクト関係者に対するインタビュー及び現地確認を行った結果、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、当プロジェクトにおけるプロジェクト情報が重要性の点から適切に表記されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠していることを確認し、妥当であると判断した。	
適格性要件(C)	プロジェクト計画書及び関係書類などを確認し、プロジェクト関係者に対するインタビュー及び現地確認を行った結果、当プロジェクトは、当該方法論及び実施規則に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、重要性の点から適切に表記されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠していることを確認し、妥当であると判断した。	
排出量・吸収量算定 (Ⅰ・Ⅱ)	モニタリング計画書及び証拠書類などを確認し、プロジェクト関係者に対するインタビュー及び現地確認を行った結果、当プロジェクトは、当該方法論及び実施規則に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、重要性の点から適切に表記されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠していることを確認し、妥当であると判断した。	
モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅵ)	モニタリング計画書及び証拠書類などを確認し、プロジェクト関係者に対するインタビュー及び現地確認を行った結果、当プロジェクトは、当該方法論及び実施規則に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、重要性の点から適切に表記されており、また、不確かさの定量評価は 5%未満となり、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠していることを確認し、妥当であると判断した。	
その他(D)	プロジェクト計画書及び関係書類などを確認し、プロジェクト関係者に対するインタビュー及び現地確認を行った。関連する許認可及び関連法令等の順守状況、当プロジェクトにおけるプロジェクト情報がデスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、重要性の点から適切に表記されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠していることを確認し、妥当であると判断した。	

機関の見解 （サマリー・結論）	山形県・環境ネットやまがたによる山形県村山地域等でのペレット使用によるCO2 排出削減プロジェクトに対し、提出されたプロジェクト計画書 Ver..2.0、モニタリング計画書 Ver.2.0 及び添付資料に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、排出削減方法論(E003)に依拠して作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると判断した。 以上より、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。
パブリックコメントの概要	
パブリックコメントの募集期間 本プロジェクトに関して、平成24年9月14日から平成24年9月28日までの間、パブリックコメントを募集した。 コメント 受け付けられたコメントは無かった。 妥当性確認機関の見解 受け付けられたコメントは無かった。	

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年10月22日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
大阪府日本ドリーム・サービス株式会社松原工場におけるアイロン装置・乾燥機等の更新技術を利用した温室効果ガス排出削減事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	日本ドリーム・サービス株式会社(ニホンドリームサービスカブシキカイシャ) 印		
住所	大阪市住之江区粉浜2丁目3番14号		
代表者氏名	酒木　博	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	酒木　良三	担当者 所属部署・役職	日本ドリーム・サービス株式会社松原工場・取締役
担当者 E-mail	ndream@ninus.ocn.ne.jp	担当者電話番号	072-949-5547(代)
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	日本ドリーム・サービス株式会社(ニホンドリームサービスカブシキカイシャ)		
プロジェクト参加者名	一般財団法人大阪府みどり公社(イッパンザイダンホウジンオオサカフミドリコウシャ)		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	プロジェクト代表事業者に同じ		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人　日本品質保証機構		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 1. 目的 当社の松原工場では、連続洗濯機や乾燥機等に大量のエネルギーを使用しており省エネ対策は喫緊の課題となっており、既にボイラー更新や排熱回収等積極的な省エネ対策に取り組んでいる。 本プロジェクトは、更なる省エネ、節電対策を実施するため、大量の都市ガスや蒸気及び電気を使用する乾燥機を省エネ型の乾燥機に更新するものであるが、現在の厳しい経営環境では設備投資は非常に困難である。 このため、省エネ型乾燥機の導入をオフセット・クレジットの対象案件とすることにより、地球温暖化対策を推進する。 2. 内容 松原工場では、2台の都市ガス用直火乾燥機と3台の蒸気式乾燥機の合計5台を使用していたが、これまで直接廃棄していた排気ガスの排熱を再利用できる省エネ型の2槽方式乾燥機3台を導入し温室効果ガスの削減を図る。 【適格性基準との整合性】 条件1 蒸気を熱として消費して稼働する乾燥装置の更新である。また、本装置は都市ガス直火又は更新前の装置と同様に蒸気を熱源として使用する装置であり蒸気を動力源としては使用していない。 なお、既設の乾燥機は 1997 年に設置されたもので、㈱東京洗染機械製作所では、既設の乾燥機は全国で 900 台販売しているが、排熱回収型への更新は 120 台で、普及率は 14%となっている。また、既設乾燥装置は、更新乾燥機更新まで正常に稼働しており、故障や老朽化による更新ではない 条件2 更新した乾燥機は、排熱回収型であり、明らかに蒸気使用量の少ない乾燥機の導入である。 条件3 本プロジェクトの投資回収年数は 3.6 年となり、プロジェクトの採算性はない。 プロジェクト年間削減量:318t-CO2/年、年間都市ガス削減量＝318(t-CO2/年)÷44.8(GJ/千 N ㎥)÷0.0498(t-CO2/GJ)÷0.9666 ＝147.5 千㎥ 平成 24 年 4 月の都市ガス単価＝83.42 円/㎥(税込)であることから、 ① 都市ガスの削減効果＝147.5 千㎥×83.42 千円/千㎥＝12,301 千円/年

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

② 更新乾燥機工事代＝44,100 千円(税込)

③ 投資回収年数＝44,100 千円/12,301 千円/年≒3.6 年

【法令遵守状況】

該当なし

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
排熱回収乾燥機 SPT-100W	株式会社東京洗染機械製作所	15 年	平成 24 年 2 月 6 日	乾燥能力約 300kg/h×3 台
蒸気流量計 可変オリフィス式	Spirax Sarco	10 年	平成 24 年 2 月 12 日	TVA 型
温水水道メータ	愛知時計 PHD25V	10 年	平成 22 年 12 月 20 日	最大流量 6.3t/h ×3 台
都市ガスボイラー内蔵流量計	三浦工業 SQ1000ZS	15 年	平成 22 年 12 月 20 日	設備容量: 3t/h(1t/h×3 台)

【モニタリング方法】

都市ガス使用量はガス販売事業者管理ガスメータ、乾燥回数は更新乾燥機内蔵カウンター、給水量は温水用水道メータ、ブロー量及び給水温度はボイラー内蔵の流量計及び温度計で測定し、乾燥機稼働日の終業時に毎日測定する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

全て準拠する

【モニタリング体制】

モニタリングする全ての項目について、担当者が終業時に毎日記録し電子ファイル(エクセル)に保存、少なくとも1ヶ月毎に管理者が記録データを確認・チェックを行うとともに、数ヶ月毎にみどり公社にも報告しチェックを実施。

【QA / QC 体制】

(1) 教育訓練

プロジェクト代表事業者では既に J-VER プロジェクトを実施しており、乾燥装置や連続洗濯機の運転、エネルギー使用量等について詳細に管理するとともに、プロジェクトの内容について従業員に周知、定期的に担当職員や機器管理責任者の研修を実施する。

(2) 情報の保管

プロジェクト担当者は、管理責任者の指示に従い、記録データをチェックし保存する。

(3) データの確認

収集データはプロジェクト担当者が記録し、記録データを整理し報告書としてとりまとめ、管理責任者に報告し、ボイラーや乾燥装置等の性能把握等に活用する。

(4)内部監査

管理責任者に指名された内部監査員は、年1回以上、本プロジェクトが「プロジェクト計画書」および本「モニタリングプラン」通りに実施されていることを確認する。その他、各種状況変化(法令の制改定、外部環境の変化等)により、「プロジェクト計画書」に記載される法令対応の必要性等に変更がないことを内部監査時に確認す

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="6">る。また、内部監査にて問題が発見された場合には、管理責任者の責任において是正処置を実施する。
（5）測定機器の維持・管理
　プロジェクト担当者は、管理責任者の指示により、年に 1 回以上は蒸気流量計の校正を実施する。
（6）外部機関による検証
　管理責任者は、年に 1 回は一般財団法人大阪府みどり公社からデータチェックと保存状況、プロジェクト進捗状況の検証を受けることとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト実施場所</td><td colspan="6">（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。）
大阪府松原市小川6丁目1番7号</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜方法論 R001・R002・R003 のみ＞
プロジェクト対象面積</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト期間</td><td colspan="6">2012 年 2 月 13 日 ～ 2027 年 2 月 12 日（15 年ヶ月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">2012 年 2 月 13 日 ～ 2013 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2012年 9月11日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2012年10月19日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td></td><td></td><td></td><td>40</td><td>342</td><td>382</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
（　　　　　　　　　プロジェクト用） ver.</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">SS-E014　ver.3.0</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">アイロン装置・乾燥機等の更新</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）</td><td>印</td></tr>
</table>

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>
以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む)に申請しています

類似制度名:

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。
</td>
</tr>
</table>

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 ☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 ☐ ホームページ ホームページ URL：________________ ☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物） ☐ その他 具体的に：________________ ☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます **【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】** ☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。 ☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。 ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名：________________ ☐ その他 具体的に：________________ ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 ☐ 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

備考欄

以 上

様式 12

2011.04.21 第 2.0 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24 年 10 月 19 日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
大阪府日本ドリーム・サービス株式会社松原工場におけるアイロン装置・乾燥機等の更新技術を利用した温室効果ガス排出削減事業			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	一般財団法人 日本品質保証機構 印		
担当部署名	地球環境事業部		
責任者名	矢野 忠行		
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp		
責任者電話番号	03-6212-9333		
審査員名[i]	審査担当者 :野村 祐吾(審査チームリーダー) 外部専門家 :なし レビュー担当者 :浅川 健一(テクニカルレビュー) 浅川 健一(プロセスレビュー)		
機関要件への合致	合致		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 10 月 19 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度 妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.2		
妥当性確認期間	2012 年 9 月 24 日~ 2012 年 10 月 19 日		
現地審査	ロ 有 ~~ロ 無~~	期間	2012 年 10 月 1 日

	審査内容	デスクレビュー(フェーズ1審査)の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するインタビュー、記録及び現地確認(フェーズ 2 審査)を行った。審査ポイントは以下の通りである。 ＜GHG データ及び情報＞ ・ プロジェクトの活動境界の設定が適切か ・ プロジェクト活動に関係するすべての吸収・排出活動が特定されているか ・ ベースラインの設定は適切か ・ パラメータのモニタリング方法は適切か ＜QA・QC 体制＞ ・ モニタリング体制及び算定体制は適切か ・ モニタリング担当者の力量が確保されるか ・ データチェックはどのように行われるか ・ 計測機器の管理はどのように行われるか
プロジェクト情報(A・B)	記載内容が適切であることを確認した。	
適格性要件(C)	適格性要件(No.SS-E014 Ver.3.0)を満足することを確認した。	
排出量・吸収量算定(Ⅰ・Ⅱ)	モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.0)及び方法論(No.SS-E014 Ver.3.0)を満足し、適切な内容であることを確認した。	
モニタリング計画(Ⅲ～Ⅵ)	モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.0)及び方法論(No.SS-E014 Ver.3.0)を満足し、適切な内容であることを確認した。	
その他(D)	記載内容が適切であることを確認した。	
機関の見解(サマリー・結論)	一般財団法人 日本品質保証機構(JQA)は、「大阪府日本ドリーム・サービス株式会社松原工場におけるアイロン装置・乾燥機等の更新技術を利用した温室効果ガス排出削減事業」におけるプロジェクト計画書(Ver.1.1)並びにモニタリング計画書(Ver. 1.1)の妥当性を確認した。その結果、本プロジェクト計画書及びモニタリング計画書が、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則(Ver.4.0)、モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.0)及び方法論 No.SS-E014 (Ver.3.0)により定められた適格性基準・方法論詳細に依拠して作成されていることを確認し、不確かさ及び誤りの評価結果が 0%となり、重要性の判断基準の 5%未満であることから、妥当性確認意見は無限定適正意見であることを表明する。	

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間：2012年9月26日～10月9日 コメント：該当なし 妥当性確認機関の見解：－

---

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24年10月19日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
米川生産森林組合有林間伐促進森林吸収プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	米川生産森林組合（ヨネカワセイサンシンリンクミアイ） 印		
住所	宮城県登米市東和町米川字町裏84番地		
代表者氏名	及川 光雄	代表者役職	組合長理事
担当者氏名	遠藤 克美	担当者 所属部署・役職	米川生産森林組合 参事
担当者 E-mail	qq4z6zh9k@beach.ocn.ne.jp	担当者電話番号	0220-45-2049
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名	－		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	米川生産森林組合（ヨネカワセイサンシンリンクミアイ）		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般社団法人日本能率協会		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 本プロジェクトは、森林施業計画に基づいた適切な間伐の実施による対象森林の健全な育成を図るとともに CO2 吸収量の維持・増加を目的としている。 米川生産森林組合が実施する本プロジェクトによる追加的な資金は、組合有林の整備に活用するものとする。 森林施業計画に基づき計画的に間伐を実施することにより、持続的な森林経営を実現し、地域林業の活性化と低炭素社会づくりを推進する。 【適格性基準との整合性】 条件1：本プロジェクト対象地は，森林法第５条に定める森林であり，森林施業計画対象の森林である。 条件2：森林施業計画対象林の中で、施業計画期間 2007 年 12 月 1 日～ 2012 年 11 月 30 日までの期間に間伐が行われる林分を対象とする。 クレジット発行期間内に本プロジェクト対象地の土地転用はない。また施業計画期間内に主伐は計画されていない。 森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地以外の土地については、一部主伐の計画があるが、同時に主伐後の造林を計画しており、適切に更新を行うものである。 条件3：施業計画の認定番号 20212000201 （平成23年3月31日付け変更） なお、現在、当該施業計画の後続となる森林施業計画を作成中であり、引き続き適切な森林管理を行う予定である。（【資料 2②】適切な森林施業にかかる誓約書.pdf 参照） 【法令遵守状況】

		該当しない	該当する*
1	森林・林業基本法	☐	☑第 9 条森林所有者としての責務 ☐その他（具体的に：　　）
2	森林法	☐	☑第 5 条地域森林計画 ☑第 11 条森林施業計画 ☑第 25 条保安林 ☐その他（具体的に：　　）
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）	☐	☑
4	種の保存法	☑	☐
5	鳥獣保護法	☑	☐
6	騒音規制法	☑	☐
7	景観法	☑	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☑	☐
9	環境影響評価法	☑	☐

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
トゥルーパルス	レーザーテクノロジー社	5年	H22年度	樹高測定器
検測桿	(株)マイゾックス	5年	H20年度	樹高測定器
輪尺	(有)牛方商会	5年	H17年度	胸高直径測定器
巻き尺	ヤマヨ測定機(株)	5年	H20年度	距離測定器
ポール	(株)マイゾックス	5年	H20年度	

※各機器は、モニタリング実施前に点検を行う。

【モニタリング方法】

モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
活動量	☑森林 GIS	正確性を見込めるため
拡大係数	☑公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用する。
収穫予想表	☑システム収穫表（LYCS 等）	ヒノキについては、宮城県に収穫表がないため、宮城県の指導を受け、関東地方 LYCS データを採用することとした。
	☑文献・資料（行政機関の資料・学術論文等	スギ、アカマツについては、宮城県の収穫表があるため、正確性を見込んで以下の資料を採用する。 文献名：宮城県民有林　材積表および林分収穫表(平成 9 年 2 月　宮城県林政課) 該当ページ:　50～55、60～65　ページ

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

全て準拠する。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

【モニタリング体制】

【QA / QC 体制】

(1) 教育訓練

モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育・訓練を実施する。

具体的には、モニタリング体制、モニタリング手順、測定器の点検、建物など樹木以外を測定しての樹高測定機器のチェック等・維持管理の方法等についての説明を行う。

米川生産森林組合、委託業者で相互研修を行う。

■研修内容:

・モニタリング方法(プロット調査の手順等) ・記録・データの管理・保存方法
・使用機器の保管についての確認 ・CO_2 吸収量算定の概念説明 ・森林整備技術
・森林整備機材の取り扱い方法 ・補助金などの各種関連法の説明

(2) 情報の保管

検証機関が純計算量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した全てのデータを文書化し、プロジェクト期間終了後 10 年間(平成 35 年 3 月 31 日ま

	で)電子データとして保管する。 ■管理・保管される文書、記録及び電子データ ・教育資料、報告書　・電子データ、文書　・モニタリング記録 ・モニタリング報告書　・監査計画書、報告書　・各種証拠書類のコピー ■保管方法 ・電子データ以外のものについては、吸収量算定担当者が施錠可能なロッカーにて管理保管する。 ・電子データについては、吸収量算定担当者の PC に正として保管し、吸収量算定責任者の PC に副としてバックアップを作成し、いずれもパスワードにてセキュリティ対策を行う。 (3) データの確認 吸収量算定担当者は、データ入力後に条件の近い林分におけるデータと比較して、入力ミスや異常値がないかを確認する。 吸収量算定責任者は、データの集約、データの管理、データの確認、野外調査帳と算定ファイル等に入力ミスがないか確認し、ダブルチェックを徹底する。 (4)内部監査 吸収量算定責任者は、定期的(モニタリングの実施ごと)に、内部監査委員を任命し、任命された者が監査を行い以下の役割を果たす。 ① 全ての記録からデータをランダムに取り出して(無作為抽出調査)、定められた手順で、記録、入力、確認が行われていることを確認する。 ② 全ての記録からデータをランダムに取り出して(無作為抽出調査)、モニタリング報告書に表示された事項に対し、方法論や本ガイドラインに準拠して適正に作成されていることを確認する。 ③ 添付資料やモニタリング時に使用した野帳などの文書・記録及びデータの管理・保管が適切に行われているかを確認する。 ④ 教育訓練が適切に行われているか、実施報告書及び対象者へのインタビューにより確認する。 ⑤ 前回の是正要求事項に対して適切な処置が行われているかを確認する。 (5)測定機器の維持・管理 委託業者は、樹高測定器・面積測定器を適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検、キャリブレーションを実施するとともに、実施状況を記録・管理する。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト実施場所

（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。）

モニタリングポイント	住所	林小班			間伐面積(ha)	施工年度	備考
54330ろ1	登米市東和町米川字西綱木336	30	ろ	1	1.75	平成20年度	県単事業
54330は2-2	登米市東和町米川字西綱木336	30	は	2－2	2.87	平成20年度	県単事業
54331ろ1-2	登米市東和町米川字西綱木336	31	ろ	1－2	0.29	平成20年度	県単事業
54331ろ1-3	登米市東和町米川字西綱木336	31	ろ	1－3	0.71	平成20年度	県単事業
54331へ1-1	登米市東和町米川字西綱木336	31	へ	1－1	0.61	平成20年度	県単事業
54331へ1-2	登米市東和町米川字西綱木336	31	へ	1－2	0.62	平成20年度	県単事業
54331へ1-3	登米市東和町米川字西綱木336	31	へ	1－3	1.42	平成20年度	県単事業
54337い5	登米市東和町米川字東綱木382－19	37	い	5	1.16	平成20年度	県単事業
54337い13	登米市東和町米川字東綱木382－19	37	い	13	0.49	平成20年度	県単事業
54339い1	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	い	1	0.44	平成21年度	美しい森林づくり
54339い7	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	い	7	0.20	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ2	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	2	1.82	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ2-1	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	2－1	0.99	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ4-2	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	4－2	1.19	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ6	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	6	1.05	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ7	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	7	1.23	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ12	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	12	0.27	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ13	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	13	0.27	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ14	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	14	0.28	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ16	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	16	0.30	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ17	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	17	0.94	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ18	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	18	0.40	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ19	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	19	0.70	平成21年度	美しい森林づくり
54397い11	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	い	11	1.23	平成21年度	美しい森林づくり
54397は1	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	は	1	0.30	平成21年度	美しい森林づくり
54397は3	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	は	3	0.50	平成21年度	美しい森林づくり
54397は8	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	は	8	0.37	平成21年度	美しい森林づくり
54397は11	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	は	11	0.97	平成21年度	美しい森林づくり
54397は12-1	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	は	12－1	0.70	平成21年度	美しい森林づくり
54397は12-3	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	は	12－3	0.06	平成21年度	美しい森林づくり
54397は12-5	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	は	12－5	0.43	平成21年度	美しい森林づくり
54397は17	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	は	17	1.13	平成21年度	美しい森林づくり
54397は18	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	は	18	0.16	平成21年度	美しい森林づくり
54397に8	登米市東和町米川字小出沢110－1	97	に	8	0.76	平成21年度	美しい森林づくり
54330は1-1	登米市東和町米川字西綱木336	30	は	1－1	0.37	平成21年度	美しい森林づくり
54330は1-2	登米市東和町米川字西綱木336	30	は	1－2	1.64	平成21年度	美しい森林づくり
54330に4	登米市東和町米川字西綱木336	30	に	4	0.64	平成21年度	美しい森林づくり
54330に8-1	登米市東和町米川字西綱木336	30	に	8－1	0.28	平成21年度	美しい森林づくり
54330に9-3	登米市東和町米川字西綱木336	30	に	9－3	2.09	平成21年度	美しい森林づくり
54330に1	登米市東和町米川字西綱木336	30	に	1	0.87	平成21年度	美しい森林づくり
54396ろ4-1	登米市東和町米川字松坂142－1	96	ろ	4－1	1.75	平成21年度	県単事業
54352い9-1	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	い	9－1	1.21	平成22年度	美しい森林づくり
54352い9-3	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	い	9－3	4.39	平成22年度	美しい森林づくり
54352い9-5	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	い	9－5	1.63	平成22年度	美しい森林づくり
54352い10-1	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	い	10－1	1.31	平成22年度	美しい森林づくり
54352い10-3	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	い	10－3	2.96	平成22年度	美しい森林づくり
54352い10-5	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	い	10－5	3.64	平成22年度	美しい森林づくり
54352い13	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	い	13	1.88	平成22年度	美しい森林づくり
54352ろ1-1	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	ろ	1－1	0.80	平成22年度	美しい森林づくり
54352ろ2	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	ろ	2	0.21	平成22年度	美しい森林づくり
54352ろ9-1	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	ろ	9－1	2.21	平成22年度	美しい森林づくり
54352ろ10-1	登米市東和町米川字北上沢36－1	52	ろ	10－1	2.68	平成22年度	美しい森林づくり

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

モニタリングポイント	住所	林小班			間伐面積(ha)	施工年度	備考
54338い1-1	登米市東和町米川字東綱木382－19	38	い	1－1	0.15	平成22年度	県単事業
54338い1-2	登米市東和町米川字東綱木382－19	38	い	1－2	0.10	平成22年度	県単事業
54338い1-3	登米市東和町米川字東綱木382－19	38	い	1－3	0.43	平成22年度	県単事業
54338い4-1	登米市東和町米川字東綱木382－19	38	い	4－1	0.10	平成22年度	県単事業
54338い5-1	登米市東和町米川字東綱木382－19	38	い	5－1	0.16	平成22年度	県単事業
54342い5	登米市東和町米川字東綱木382－19	42	い	5	1.30	平成22年度	県単事業
54342い7	登米市東和町米川字東綱木382－19	42	い	7	0.44	平成22年度	県単事業
54342い8	登米市東和町米川字東綱木382－19	42	い	8	0.56	平成22年度	県単事業
54342ろ13-1	登米市東和町米川字東綱木382－19	42	ろ	13－1	0.85	平成22年度	県単事業
54342ろ19	登米市東和町米川字東綱木382－19	42	ろ	19	0.35	平成22年度	県単事業
54342ろ26	登米市東和町米川字東綱木382－19	42	ろ	26	0.73	平成22年度	県単事業
54342ろ27	登米市東和町米川字東綱木382－19	42	ろ	27	0.37	平成22年度	県単事業
54342ろ28	登米市東和町米川字東綱木382－19	42	ろ	28	0.30	平成22年度	県単事業
54342ろ29	登米市東和町米川字東綱木382－19	42	ろ	29	0.10	平成22年度	県単事業
54342ろ30	登米市東和町米川字東綱木382－19	42	ろ	30	0.84	平成22年度	県単事業
54339い12-1	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	い	12－1	1.03	平成23年度	美しい森林づくり
54339い12-2	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	い	12－2	1.30	平成23年度	美しい森林づくり
54339い13-2	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	い	13－2	0.68	平成23年度	美しい森林づくり
54339い13-3	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	い	13－3	0.75	平成23年度	美しい森林づくり
54339ろ2-2	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	ろ	2－2	3.88	平成23年度	美しい森林づくり
54339ろ2-3	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	ろ	2－3	2.47	平成23年度	美しい森林づくり
54339ろ2-4	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	ろ	2－4	3.30	平成23年度	美しい森林づくり
54340い1-1	登米市東和町米川字東綱木382－19	40	い	1－1	1.71	平成23年度	美しい森林づくり
54340い5	登米市東和町米川字東綱木382－19	40	い	5	1.28	平成23年度	美しい森林づくり
54340い6-1	登米市東和町米川字東綱木382－19	40	い	6－1	0.98	平成23年度	美しい森林づくり
54340い6-2	登米市東和町米川字東綱木382－19	40	い	6－2	1.69	平成23年度	美しい森林づくり
54337ほ3	登米市東和町米川字東綱木382－19	37	ほ	3	0.37	平成23年度	県単事業
54337ほ4-1	登米市東和町米川字東綱木382－19	37	ほ	4－1	0.97	平成23年度	県単事業
54337ほ4-2	登米市東和町米川字東綱木382－19	37	ほ	4－2	1.18	平成23年度	県単事業
54339い13-1	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	い	13－1	0.52	平成23年度	県単事業
54340ろ1	登米市東和町米川字東綱木382－19	40	ろ	1	3.82	平成23年度	県単事業
54339い2-2	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	い	2－2	0.10	平成23年度	森林育成事業
54339い2-3	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	い	2－3	0.10	平成23年度	森林育成事業
54339い25	登米市東和町米川字東綱木382－19	39	い	25	0.10	平成23年度	森林育成事業
合計					90.18		

項目	内容
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	90.18ha
プロジェクト期間	2008 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日(5 年 0ヶ月)
クレジット期間	2008 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日
プロジェクト計画開始届提出日	2012年 9月 25日
妥当性確認終了日	2012年 10月 19日

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2	91.69	309.83	581.22	802.78	788.77	2574

項目		内容
適用モニタリング方法ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver. 4.2
適用方法論	方法論番号	No.R001 ver.6.2
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウントの防止措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要） 印
ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 □ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 ☑ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む）に申請しています 類似制度名： フォレストック認定制度 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

| | 【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】
□ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。
あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。
☑ ホームページ
ホームページ URL: http://yoneseishin.com/
□ 出版物 (環境報告書/定期刊行物)
□ その他 具体的に:

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】
☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。
□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています
□ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。
□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
制度名:
□ その他
具体的に:

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

□ 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。 |

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

備考欄
なし

以 上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成24年10月19日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
米川生産森林組合有林間伐促進森林吸収プロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	一般社団法人　日本能率協会		
担当部署名	地球温暖化対策センター		
責任者名	松本　素之		
責任者 E-mail	Motoyuki_Matsumoto@jma.or.jp		
責任者電話番号	03-3434-1245		
審査員名[i]	審査担当者：松本　素之 技術専門家：堀　修二 テクニカルレビュー：鈴木　健司		
機関要件への合致	JISQ 14064-2 に対応する認定事業による申請が受理されている 約款および登録申請書を提出し、承認を受けている		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 10 月 29 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.2.2		
妥当性確認期間	2012 年 9 月 27 日～2012 年 10 月 19 日		
現地審査	■　有 □　無	期間	2012 年 10 月 3 日
	審査内容	1)　プロジェクト概要の確認（プロジェクト参加者等） 2)　施業計画の確認 3)　転用計画の有無の確認 4)　QA/QC体制の確認（モニタリング方法、機器の点検方法を含む） 5)　対象森林の状況確認 6)　モニタリングプロット設置予定地の確認	

プロジェクト情報 (A・B)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認及び聞き取りを行った。結果、プロジェクト情報は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠し、作成されている事を確認した。
適格性要件(C)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取り及び対象森林の目視確認を行った。その結果、方法論の適用は、実施規則及びポジティブリストに準拠しており、適格性要件を満たしている事を確認した。適格性要件は、重要性の観点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠し、作成されている事を確認した。
排出量・吸収量算定 (I・II)	モニタリング計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取りの実施及び証拠書類を基に機関にて検算した結果と、モニタリング計画書記載の吸収量との突合せを行った。その結果、当プロジェクトの吸収量の算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠している事を確認した。吸収量の算定は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されている事を確認した。
モニタリング計画 (III～VI)	モニタリング計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取り、モニタリングプロット設置点のデスクレビュー、現地目視及び証拠書類を基に機関にて検算した結果と、モニタリング計画書記載の誤差との突合せを行った。その結果、当プロジェクトの純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QC、誤差は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠している事を確認した。モニタリング計画は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されている事を確認した。
その他(D)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取りを行った。その結果、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況、環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施状況は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠し作成されていることを確認した。
機関の見解 (サマリー・結論)	オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則に基づいて、妥当性確認を実施した。その結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることを確認した。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへ準拠していることが確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の 10%以内という水準を確保していることを確認した。

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間 平成24年9月28日から10月11日 コメント 特になし 妥当性確認機関の見解 該当なし

[1] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

資料3

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24年10月19日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
登米市市有林間伐促進森林吸収プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	登米市（トメシ） 印 （登米市長印 産業経済部）		
住所	宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番1号		
代表者氏名	布施　孝尚	代表者役職	市長
担当者氏名	千葉　昌彦	担当者 所属部署・役職	産業経済部　農林政策課　林業振興係長
担当者 E-mail	nourinseisaku@city.tome.miyagi.jp	担当者電話番号	0220-34-2716
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名	–		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	登米市（トメシ）		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般社団法人日本能率協会		

1 プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報

プロジェクト概要[2]

（具体的な内容を簡潔に記載すること。）

【プロジェクトの目的・内容】

本プロジェクトは、森林施業計画に基づいた適切な間伐の実施による対象森林の健全な育成を図るとともに CO2 吸収量の維持・増加を目的としている。

登米市が実施する本プロジェクトによる追加的な資金は、市有林の整備に活用するものとする。森林施業計画に基づき計画的に間伐を実施することにより、持続的な森林経営を実現し、地域林業の活性化と低炭素社会づくりを推進する。

【適格性基準との整合性】

条件1：本プロジェクト対象地は，森林法第５条に定める森林であり，森林施業計画対象の森林である。

条件2：森林施業計画対象林の中で、施業計画期間 2009 年 4 月 1 日～ 2014 年 3 月 31 日までの期間に間伐が行われる林分を対象とする。

クレジット発行期間内に本プロジェクト対象地の土地転用はない。また施業計画期間内に主伐は計画されていない。

森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地以外の土地については、一部主伐の計画があるが、同時に主伐後の造林を計画しており、適切に更新を行うものである。

条件3：施業計画の認定番号　20212000201（平成23年3月31日付け変更）

【法令遵守状況】

		該当しない	該当する*
1	森林・林業基本法	☐	☑第９条森林所有者としての責務 ☐ その他（具体的に:　　）
2	森林法	☐	☑第５条地域森林計画 ☑第 11 条森林施業計画 ☑第 25 条保安林 ☐ その他（具体的に:　　）
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	☐	☑
4	種の保存法	☑	☐
5	鳥獣保護法	☐	☑
6	騒音規制法	☑	☐
7	景観法	☑	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☑	☐
9	環境影響評価法	☑	☐

[2] プロジェクト概要は、プ……採用技術・モニタリング方法・G……関することを２ページ以内で具体……

2

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
トゥルーパルス	レーザーテクノロジー社	5 年	H 22 年度	樹高測定器
検測桿	(株)マイゾックス	5 年	H 20 年度	樹高測定器
輪尺	(有)牛方商会	5 年	H 17 年度	胸高直径測定器
巻き尺	ヤマヨ測定機(株)	5 年	H 20 年度	距離測定器
ポール	(株)マイゾックス	5 年	H 20 年度	

＊各機器は、モニタリング実施前に点検を行う。

【モニタリング方法】

モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
活動量	☑森林 GIS	正確性を見込めるため
拡大係数	☑公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用する。
収穫予想表	☑文献・資料（行政機関の資料・学術論文等	スギについては、宮城県の収穫表があるため、正確性を見込んで以下の資料を採用する。 文献名：宮城県民有林 材積表および林分収穫表(平成 9 年 2 月 宮城県林政課) 該当ページ： 50 ～55 ページ

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

全て準拠する。

【モニタリング体制】

【QA / QC 体制】

（1） 教育訓練

モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育・訓練を実施する。

具体的には、モニタリング体制、モニタリング手順、測定器の点検、建物など樹木以外を測定しての樹高測定機器のチェック等・維持管理の方法等についての説明を行う。

登米市農林政策課、委託業者で相互研修を行う。

■研修内容：

・モニタリング方法(プロット調査の手順等） ・記録・データの管理・保存方法

・使用機器の保管についての確認 ・CO_2 吸収量算定の概念説明 ・森林整備技術

・森林整備機材の取り扱い方法 ・補助金などの各種関連法の説明

（2） 情報の保管

検証機関が純計算量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した全てのデータを文書化し、プロジェクト期間終了後 10 年間（平成 35 年 3 月 31 日まで）電子データとして保管する。

■管理・保管される文書、記録及び電子データ

・教育資料、報告書 ・電子データ、文書 ・モニタリング記録

・モニタリング報告書 ・監査計画書、報告書 ・各種証拠書類のコピー

■保管方法

・電子データ以外のものについては、吸収量算定担当者が施錠可能なロッカーにて管理保管する。

・電子データについては、吸収量算定担当者の PC に正として保管し、吸収量算定責任者の PC に副としてバックアップを作成し、いずれもパスワードにてセキュリティ対策を行う。

（3） データの確認

吸収量算定担当者は、データ入力後に条件の近い林分におけるデータと比較して、入力ミスや異常値がないかを確認する。

吸収量算定責任者は、データの集約、データの管理、データの確認、野外調査帳と算定ファイル等に入力ミスがないか確認し、ダブルチェックを徹底する。

（4）内部監査

吸収量算定責任者は、定期的(モニタリングの実施ごと)に、内部監査委員を任命し、任命された者が監査を行い以下の役割を果たす。

① 全ての記録からデータをランダムに取り出して（無作為抽出調査）、定められた手順で、記録、入力、確認が行われていることを確認する。

② 全ての記録からデータをランダムに取り出して（無作為抽出調査）、モニタリング報告書に表示された事項に対し、方法論や本ガイドラインに準拠して適正に作成されていることを確認する。

③ 添付資料やモニタリング時に使用した野帳などの文書・記録及びデータの管理・保管が適切に行われているかを確認する。

④ 教育訓練が適切に行われているか、実施報告書及び対象者へのインタビューにより確認する。

⑤ 前回の是正要求事項に対して適切な処置が行われているかを確認する。

（5）測定機器の維持・管理

委託業者は、樹高測定器・面積測定器を適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検、キャリブレーションを実施するとともに、実施状況を記録・管理する。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト実施場所

（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。）

モニタリングポイント	住所	林小班	面積(ha)	施行年度	備考
5436ほ6-1	東和町錦織字高城山地内	6ほ6－1	0.17	H21	森林育成事業
54312ぬ8	東和町錦織字丸森地内	12ぬ8	3.87	H21	森林育成事業
54398へ1	東和町米川字富沢地内	98へ1	0.25	H21	森林育成事業
543130へ1	東和町米谷字鍛冶屋地内	130へ1	1.02	H21	森林育成事業
54225ほ31	登米町大字日根牛字中山地内	25ほ31	0.35	H21	森林育成事業
54227は19-1	登米町大字日根牛字中山地内	27は19－1	0.82	H21	森林育成事業
5435は7-1	東和町錦織字高城山地内	5は7－1	0.50	H21	森林整備加速化・林業再生事業
54367い11	東和町米川字南上沢地内	67い11	0.45	H21	森林整備加速化・林業再生事業
54213ろ23	登米町大字日根牛字下羽沢地内	13ろ23	0.46	H21	森林整備加速化・林業再生事業
54214い18	登米町大字日根牛字上羽沢地内	14い18	0.66	H21	森林整備加速化・林業再生事業
54215は42	登米町大字日根牛字上羽沢地内	15は42	0.04	H21	森林整備加速化・林業再生事業
54225ほ14	登米町大字日根牛字中山地内	25ほ14	0.38	H21	森林整備加速化・林業再生事業
60237は17	津山町横山字地志貝地内	37は17	2.47	H21	森林整備加速化・林業再生事業
60246に6	津山町柳津字石貝地内	46に6	0.53	H21	森林整備加速化・林業再生事業
60248は5-1	津山町柳津字石貝地内	48は5－1	0.03	H21	森林整備加速化・林業再生事業
60248は5-2	津山町柳津字石貝地内	48は5－2	0.24	H21	森林整備加速化・林業再生事業
54311い1	東和町錦織字高城山地内	11い1	0.31	H21	森林育成事業
54311い3	東和町錦織字高城山地内	11い3	0.18	H21	森林育成事業
54311い4	東和町錦織字高城山地内	11い4	0.18	H21	森林育成事業
54311い5-4	東和町錦織字高城山地内	11い5－4	2.87	H21	森林育成事業
54311い6	東和町錦織字高城山地内	11い6	0.50	H21	森林育成事業
54353ほ1	東和町米川字北上沢地内	53ほ1	0.49	H21	森林育成事業
54353ほ2	東和町米川字北上沢地内	53ほ2	2.34	H21	森林育成事業
54353ほ4	東和町米川字北上沢地内	53ほ4	1.37	H21	森林育成事業
54353へ1	東和町米川字北上沢地内	53へ1	0.53	H21	森林育成事業
54398に1	東和町米川字富沢地内	98に1	0.58	H21	森林育成事業
54398に2	東和町米川字富沢地内	98に2	0.54	H21	森林育成事業
54398に3	東和町米川字富沢地内	98に3	0.32	H21	森林育成事業
54398に6	東和町米川字富沢地内	98に6	2.06	H21	森林育成事業
54398に10	東和町米川字富沢地内	98に10	0.20	H21	森林育成事業
543138は2	東和町米谷字朝田貫地内	138は2	9.58	H21	森林育成事業
6028ろ12	津山町横山字竹の沢地内	8ろ12	1.80	H21	森林育成事業
6029い8	津山町横山字竹の沢地内	9い8	3.95	H21	森林育成事業
6029い9	津山町横山字竹の沢地内	9い9	0.80	H21	森林育成事業
6029い13	津山町横山字竹の沢地内	9い13	6.12	H21	森林育成事業
54349に4-10	東和町米川字北上沢地内	49に4－10	0.56	H22	森林整備加速化・林業再生事業
54353に3-1	東和町米川字北上沢地内	53に3－1	1.68	H22	森林整備加速化・林業再生事業
54353に4	東和町米川字北上沢地内	53に4	0.39	H22	森林整備加速化・林業再生事業
54213に2	登米町大字日根牛字下羽沢地内	13に2	0.80	H22	森林整備加速化・林業再生事業
54215は24	登米町大字日根牛字上羽沢地内	15は24	1.91	H22	森林整備加速化・林業再生事業
54226い25	登米町大字日根牛字中山地内	26い25	0.66	H22	森林整備加速化・林業再生事業
54227へ29-1	登米町大字日根牛字中山地内	27へ29－1	0.69	H22	森林整備加速化・林業再生事業
6029い6	津山町横山字竹の沢地内	9い6	1.35	H22	森林整備加速化・林業再生事業
6029い7	津山町横山字竹の沢地内	9い7	2.15	H22	森林整備加速化・林業再生事業
60210は11	津山町横山字竹の沢地内	10は11	1.65	H22	森林整備加速化・林業再生事業
60247ろ3-9	津山町柳津字石貝地内	47ろ3－9	3.81	H22	森林整備加速化・林業再生事業
60256ろ1-29	津山町柳津字大土地内	56ろ1－29	1.37	H22	森林整備加速化・林業再生事業
60261ほ6	津山町柳津字大土地内	61ほ6	0.35	H22	森林整備加速化・林業再生事業
5436は12	東和町錦織字高城山地内	6は12	0.50	H22	森林育成事業
5436に2	東和町錦織字高城山地内	6に2	0.19	H22	森林育成事業
5436に3	東和町錦織字高城山地内	6に3	1.04	H22	森林育成事業
5436に4	東和町錦織字高城山地内	6に4	2.70	H22	森林育成事業
5436に7	東和町錦織字高城山地内	6に7	0.69	H22	森林育成事業
54311に3	東和町錦織字高城山地内	11に3	1.46	H22	森林育成事業
54312ろ2-3	東和町錦織字高城山地内	12ろ2－3	1.72	H22	森林育成事業
54312ろ4-2	東和町錦織字高城山地内	12ろ4－2	0.93	H22	森林育成事業
54312り1-1	東和町錦織字高城山地内	12り1－1	0.32	H22	森林育成事業
54312り4-5	東和町錦織字高城山地内	12り4－5	0.26	H22	森林育成事業
54312り4-6	東和町錦織字高城山地内	12り4－6	0.26	H22	森林育成事業
54336は2	東和町米川字東綱木地内	36は2	4.30	H22	森林育成事業
54336は3	東和町米川字東綱木地内	36は3	0.68	H22	森林育成事業
54336は6	東和町米川字東綱木地内	36は6	1.10	H22	森林育成事業
6028い1	津山町横山字竹の沢地内	8い1	4.21	H22	森林育成事業
6028い7	津山町横山字竹の沢地内	8い7	2.02	H22	森林育成事業
6028ろ10	津山町横山字竹の沢地内	8ろ10	2.30	H22	森林育成事業
6029い3	津山町横山字竹の沢地内	9い3	3.11	H22	森林育成事業
60262い2	津山町柳津字大土地内	62い2	3.42	H22	森林育成事業
60264に6-1	津山町柳津字大土地内	64に6－1	1.01	H22	森林育成事業
60264に6-6	津山町柳津字大土地内	64に6－6	0.72	H22	森林育成事業

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

モニタリングポイント	住所	林小班	面積(ha)	施行年度	備考
54336ろ1-1	東和町米川字東綱木地内	36ろ1－1	1.25	H23	森林整備加速化・林業再生事業
54336ほ1	東和町米川字東綱木地内	36ほ1	1.52	H23	森林整備加速化・林業再生事業
54353い9	東和町米川字北上沢地内	53い9	0.93	H23	森林整備加速化・林業再生事業
54353ろ1	東和町米川字北上沢地内	53ろ1	2.99	H23	森林整備加速化・林業再生事業
54385い1-1	東和町米川字道木地内	85い1－1	1.06	H23	森林整備加速化・林業再生事業
54385い20-1	東和町米川字道木地内	85い20－1	0.20	H23	森林整備加速化・林業再生事業
54385い21	東和町米川字道木地内	85い21	0.68	H23	森林整備加速化・林業再生事業
54213に1	登米町大字日根牛字下羽沢地内	13に1	0.10	H23	森林整備加速化・林業再生事業
54215い13	登米町大字日根牛字上羽沢地内	15い13	1.68	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60247ろ3-1	津山町柳津字石貝地内	47ろ3－1	0.91	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60247ろ3-3	津山町柳津字石貝地内	47ろ3－3	0.81	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60247ろ3-4	津山町柳津字石貝地内	47ろ3－4	1.10	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60247ろ3-5	津山町柳津字石貝地内	47ろ3－5	0.47	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60247ろ3-6	津山町柳津字石貝地内	47ろ3－6	0.68	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60247ろ3-8	津山町柳津字石貝地内	47ろ3－8	1.45	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60247ろ3-13	津山町柳津字石貝地内	47ろ3－13	2.78	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60247ろ3-14	津山町柳津字石貝地内	47ろ3－14	0.05	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60247ろ3-15	津山町柳津字石貝地内	47ろ3－15	0.36	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60256い1	津山町柳津字大土地内	56い1	1.12	H23	森林整備加速化・林業再生事業
60256い1-5	津山町柳津字大土地内	56い1－5	2.70	H23	森林整備加速化・林業再生事業
54311ろ5	東和町錦織字高城山地内	11ろ5	0.45	H23	森林育成事業
54311は3	東和町錦織字高城山地内	11は3	1.11	H23	森林育成事業
54311に1-2	東和町錦織字高城山地内	11に1－2	0.65	H23	森林育成事業
54311ほ2-2	東和町錦織字高城山地内	11ほ2－2	0.28	H23	森林育成事業
54311ほ2-3	東和町錦織字高城山地内	11ほ2－3	0.08	H23	森林育成事業
54311ほ2-4, 5	東和町錦織字高城山地内	11ほ2－4，5	0.93	H23	森林育成事業
54311ほ6	東和町錦織字高城山地内	11ほ6	0.48	H23	森林育成事業
54353い2	東和町米川字北上沢地内	53い2	1.58	H23	森林育成事業
54353い6	東和町米川字北上沢地内	53い6	0.35	H23	森林育成事業
54353い7	東和町米川字北上沢地内	53い7	0.55	H23	森林育成事業
543112へ5	東和町米谷字沢尻地内	112へ5	3.56	H23	森林育成事業
543112へ7	東和町米谷字沢尻地内	112へ7	0.26	H23	森林育成事業
543131い3	東和町米谷字福平地内	131い3	1.21	H23	森林育成事業
54385い1	東和町米川字道木地内	85い1	0.70	H23	森林育成事業
54385い2	東和町米川字道木地内	85い2	0.42	H23	森林育成事業
54385い3	東和町米川字道木地内	85い3	0.54	H23	森林育成事業
54385い5-1	東和町米川字道木地内	85い5－1	2.59	H23	森林育成事業
54385い6-1	東和町米川字道木地内	85い6－1	1.84	H23	森林育成事業
54385い20-2	東和町米川字道木地内	85い20－2	0.06	H23	森林育成事業
54385い22	東和町米川字道木地内	85い22	0.24	H23	森林育成事業
543137い4	東和町米谷字朝田貫地内	137い4	1.93	H23	森林育成事業
543137い4-1	東和町米谷字朝田貫地内	137い4－1	0.75	H23	森林育成事業
543137ろ8	東和町米谷字朝田貫地内	137ろ8	0.65	H23	森林育成事業
543137ろ9	東和町米谷字朝田貫地内	137ろ9	3.34	H23	森林育成事業
543137ろ9-1	東和町米谷字朝田貫地内	137ろ9－1	0.03	H23	森林育成事業
543137ろ12	東和町米谷字朝田貫地内	137ろ12	2.10	H23	森林育成事業
60216ろ1	津山町横山字大萱沢地内	16ろ1	0.40	H23	森林育成事業
60216ろ3	津山町横山字大萱沢地内	16ろ3	2.76	H23	森林育成事業
60216ろ7	津山町横山字大萱沢地内	16ろ7	1.23	H23	森林育成事業
60216ろ8	津山町横山字大萱沢地内	16ろ8	1.44	H23	森林育成事業
60216い9	津山町横山字大萱沢地内	16い9	1.40	H23	森林育成事業
60216い11	津山町横山字大萱沢地内	16い11	0.79	H23	森林育成事業
60231い42	津山町横山字地志貝地内	31い42	0.75	H23	森林育成事業
60231い46	津山町横山字地志貝地内	31い46	0.88	H23	森林育成事業
60231い41	津山町横山字地志貝地内	31い41	0.50	H23	森林育成事業
60246は1-6	津山町柳津字石貝地内	46は1－6	1.79	H23	森林育成事業
60246は3-1	津山町柳津字石貝地内	46は3－1	0.44	H23	森林育成事業
60246は3-4	津山町柳津字石貝地内	46は3－4	0.78	H23	森林育成事業
60258い4-1	津山町柳津字大土地内	58い4－1	3.82	H23	森林育成事業
	合計		163.77		

項目	内容
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	163.77ha

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td colspan="2">プロジェクト期間</td><td colspan="6">2009 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日(4 年 0ヶ月)</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">2009 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2012年 9月 25日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2012年 10月 19日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>0</td><td>455.31</td><td>929.40</td><td>1520.31</td><td>1510.19</td><td>4415</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
(森林管理プロジェクト用) ver. 4.2</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">No.R001 ver.6.2</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)</td><td>印</td></tr>
</table>

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>
以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
□ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

☑ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む)に申請しています

類似制度名: フォレストック認定制度

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。
</td>
</tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

□ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ☑ ホームページ
  ホームページ URL: http://www.city.tome.miyagi.jp
- □ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- □ その他 具体的に:

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- □ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- □ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名:
- □ その他
  具体的に:

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

備考欄
なし

以 上

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年10月19日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
登米市市有林間伐促進森林吸収プロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	一般社団法人　日本能率協会		
担当部署名	地球温暖化対策センター		
責任者名	松本　素之		
責任者 E-mail	Motoyuki_Matsumoto@jma.or.jp		
責任者電話番号	03-3434-1245		
審査員名[i]	審査担当者:松本　素之 技術専門家:堀　修二 テクニカルレビュー:鈴木　健司		
機関要件への合致	JISQ 14064-2 に対応する認定事業による申請が受理されている 約款および登録申請書を提出し、承認を受けている		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 10 月 19 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.2.2		
妥当性確認期間	2012 年 9 月 26 日～2012 年 10 月 19 日		
現地審査	■　有 □　無	期間	2012 年 10 月 2 日
	審査内容	1)　プロジェクト概要の確認(プロジェクト参加者等) 2)　施業計画の確認 3)　転用計画の有無の確認 4)　QA/QC体制の確認(モニタリング方法、機器の点検方法を含む) 5)　対象森林の状況確認 6)　モニタリングプロット設置予定地の確認	

プロジェクト情報 (A・B)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認及び聞き取りを行った。結果、プロジェクト情報は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠し、作成されている事を確認した。
適格性要件(C)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取り及び対象森林の目視確認を行った。その結果、方法論の適用は、実施規則及びポジティブリストに準拠しており、適格性要件を満たしている事を確認した。適格性要件は、重要性の観点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠し、作成されている事を確認した。
排出量・吸収量算定 (Ⅰ・Ⅱ)	モニタリング計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取りの実施及び証拠書類を基に機関にて検算した結果と、モニタリング計画書記載の吸収量との突合せを行った。その結果、当プロジェクトの吸収量の算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠している事を確認した。吸収量の算定は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されている事を確認した。
モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅵ)	モニタリング計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取り、モニタリングプロット設置点のデスクレビュー、現地目視及び証拠書類を基に機関にて検算した結果と、モニタリング計画書記載の誤差との突合せを行った。その結果、当プロジェクトの純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QC、誤差は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠している事を確認した。モニタリング計画は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されている事を確認した。
その他(D)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取りを行った。その結果、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況、環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施状況は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠し作成されていることを確認した。
機関の見解 (サマリー・結論)	オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則に基づいて、妥当性確認を実施した。その結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることを確認した。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへ準拠していることが確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の 10%以内という水準を確保していることを確認した。

パブリックコメントの概要

パブリックコメントの募集期間
平成24年9月28日から10月11日
コメント
特になし
妥当性確認機関の見解
該当なし

[1] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年10月24日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
茨城県石岡市森林カーボンオフセット協議会による間伐促進型プロジェクト 〜石岡市の森林資源を活性化するプロジェクト〜			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	石岡市森林カーボンオフセット協議会(イシオカシシンリンカーボンオフセットキョウギカイ) 印		
住所	茨城県石岡市柿岡 1764-2 つくばね森林組合内		
代表者氏名	池田 寛	代表者役職	会長
担当者氏名	松浦 晃	担当者 所属部署・役職	事務局
担当者 E-mail	matsuura13@gmail.com	担当者電話番号	080-4002-2422
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名	―		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	石岡市(イシオカシ)		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		

石岡市森林カーボンオフセット協議会会長之印

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

様式5

2012.09.12 第2.1版

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 クレジットを取得し、その利益を適正な森林の管理に使い、更に温室効果ガス削減に寄与しつつ、水源としての重要な森林を将来に向けて保全するとともに、森林整備の構築をすすめ、これにより地域活性化と環境貢献型社会を作るもので、森林整備計画に則り、適正な間伐施業を推進する内容である。 【適格性基準との整合性】 条件1:森林法第5条で規定される地域森林計画の対象森林に含まれる。 条件2:平成35年3月31日までの間に転用及び主伐が計画されていない。 ・平成19年から平成23年に間伐を実施する森林である。 ・森林施業計画は平成19年12月1日から平成24年11月30日までが計画期間 ・平成24年12月1日以降の施業計画は、森林経営計画を作成し、適正な森林施業を継続して実施する予定 条件3:石岡市長から認定を受けている。

【法令遵守状況】

		該当しない	該当する*
1	森林・林業基本法	☐	☑第9条森林所有者としての責務
2	森林法	☐	☑第5条地域森林計画 ☑第11条森林施業計画 ☑第10条の5市町村森林整備計画
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	☐	☑
4	種の保存法	☑	☐
5	鳥獣保護法	☑	☐
6	騒音規制法	☑	☐
7	景観法	☑	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☑	☐
9	環境影響評価法	☑	☐

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
コンパス	KATAOKA	10年	2007年	面積測量機 (機器管理者:㈱ 森林管理)
コンパス	牛方商会	10年	2007年	面積測量機 (機器管理者:㈱ 森林管理)
TruPulse200	LASER TECHNOLOGY	10年	2009年	樹高測定器 (機器管理者:㈱ 森林管理)
直径巻尺	Lufkin	10年	2009年	胸高直径測定器 (機器管理者:㈱ 森林管理)
GARMIN-62S	GARMIN	10年	2009年	GPS (機器管理者:㈱ 森林管理)

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

資料3

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト概要[3]

【モニタリング方法】

モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
活動量	実測	実測による方法は精度が高く、正確性が見込めるため。
拡大係数	公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用する。
収穫予想表	システム収穫表（LYCS 等）	茨城県に収穫予想表がないため、収穫表作成システム LYCS（ライクス）を採用する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

全て準拠する。

【モニタリング体制】

[3] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト概要[4]	【QA / QC 体制】 （1） 教育訓練 実施者　:モニタリング責任者 対象者　:モニタリング担当者、モニタリング実施者 実施内容　:J-VER 制度、モニタリング体制・手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法 実施時期　:モニタリング実施前 記録保管　:モニタリング担当者 （2） 情報の保管 実施者　:モニタリング担当者 内容　:純吸収量算定に使用した全データ、調査野帳原本、モニタリング報告書 プロジェクト計画書、その他関連資料 保管期間　:平成 35 年 3 月 31 日 （3） データの確認 実施者　:モニタリング担当者、モニタリング実施者（クロスチェック） 実施内容　:収集単位の確認、野外調査票と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数の妥当性の確認 経年的なデータ変化、林分間の比較、恣意的データ・はずれ値の識別 （4）内部監査 実施者　:内部監査員 対象者　:プロジェクト責任者、モニタリング責任者、モニタリング担当者、モニタリング実施者 実施内容（監査項目）　:モニタリングデータ、純吸収量算定方法、純吸収量算定結果、モニタリング報告書 文書・記録保管状況、測定機器の維持・管理状況、教育訓練実施状況 是正措置　:モニタリング実施における、純吸収量の算定、報告、チェック等の一連のプロセスで 発見された課題や問題点については適切な是正措置をとる 実施時期　:モニタリング報告書作成時 （5）測定機器の維持・管理 実施者　:モニタリング実施者 実施内容　:適切なキャリブレーションの実施、測定機器の保管 ※キャリブレーション実施、モニタリング実施等については実施記録を残し、保管する。 面積測量機　:調査実施前にコンパスの正常動作を確認 調査実施時に閉合差 5/100 が達成できない場合、計測を中止 測量機の再キャリブレーションや測定方法を再度検討する。 樹高測定器　:調査実施前に高さが既知の対象物を計測し、正常動作を確認 測定時は取扱説明書に従い適切に使用する 胸高直径測定器　:調査実施前に目視で歪みやねじれがないか確認 GPS　:初期設定で誤差の範囲を設定し、その範囲内での計測を実施

[4] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト実施場所

No	モニタリングエリア番号	住所	No	モニタリングポイント番号	住所
1	MP-01-01	茨城県石岡市柿岡 3633-2	36	MP-03-28	茨城県石岡市小倉 143-30
2	MP-01-06	茨城県石岡市金指 746-8	37	MP-03-29	茨城県石岡市小倉 800-12
3	MP-01-07	茨城県石岡市金指 746-15	38	MP-03-31	茨城県石岡市吉生 1132-1
4	MP-01-10	茨城県石岡市柿岡 1558	39	MP-03-33	茨城県石岡市吉生 1325
5	MP-01-11	茨城県石岡市柿岡 1745	40	MP-03-34	茨城県石岡市吉生 1298
6	MP-01-13	茨城県石岡市柿岡 4118-34	41	MP-03-39	茨城県石岡市吉生 1551-2
7	MP-01-14	茨城県石岡市柿岡 4118-36	42	MP-03-41	茨城県石岡市吉生 1297
8	MP-01-15	茨城県石岡市柿岡 4118-38	43	MP-03-42	茨城県石岡市吉生 3235
9	MP-01-16	茨城県石岡市柿岡 4118-33	44	MP-03-45	茨城県石岡市上曽 2622
10	MP-01-19	茨城県石岡市柿岡 4118-17	45	MP-04-02	茨城県石岡市中戸 1212-1
11	MP-01-21	茨城県石岡市柿岡 4118-31	46	MP-04-07	茨城県石岡市大塚 2001
12	MP-01-24	茨城県石岡市柿岡 639	47	MP-04-09	茨城県石岡市大塚 2017
13	MP-02-04	茨城県石岡市下青柳 1090	48	MP-04-10	茨城県石岡市大塚 2086
14	MP-02-05	茨城県石岡市下青柳 1092	49	MP-04-11	茨城県石岡市大塚 2071
15	MP-02-10	茨城県石岡市下青柳 1071-44	50	MP-04-13	茨城県石岡市大塚 2091
16	MP-02-14	茨城県石岡市上青柳 747-2	51	MP-04-22	茨城県石岡市大塚 2121
17	MP-02-17	茨城県石岡市須釜 239-1	52	MP-04-23	茨城県石岡市小見 225
18	MP-02-22	茨城県石岡市小幡 3511-52	53	MP-04-24	茨城県石岡市小見 683
19	MP-02-26	茨城県石岡市小幡 2068-9	54	MP-04-28	茨城県石岡市太田 433-9
20	MP-02-30	茨城県石岡市小幡 2962-17	55	MP-04-32	茨城県石岡市大増 3339-1
21	MP-02-32	茨城県石岡市小幡 2962-25	56	MP-04-34	茨城県石岡市大増 3287-4
22	MP-03-03	茨城県石岡市吉生 1258	57	MP-04-36	茨城県石岡市小見 1097
23	MP-03-05	茨城県石岡市上曽 2530-1	58	MP-04-41	茨城県石岡市中戸 727-4
24	MP-03-06	茨城県石岡市鯨岡 564	59	MP-04-42	茨城県石岡市中戸 745-1
25	MP-03-09	茨城県石岡市鯨岡 984	60	MP-04-48	茨城県石岡市太田 1521-3
26	MP-03-11	茨城県石岡市小山田 38	61	MP-04-50	茨城県石岡市太田 1509
27	MP-03-12	茨城県石岡市小山田 40	62	MP-04-51	茨城県石岡市太田 1467-3
28	MP-03-13	茨城県石岡市小山田 39	63	MP-04-54	茨城県石岡市太田 1474
29	MP-03-14	茨城県石岡市小山田 6	64	MP-04-57	茨城県石岡市太田 1428-4
30	MP-03-16	茨城県石岡市龍明 251	65	MP-04-58	茨城県石岡市太田 1470
31	MP-03-17	茨城県石岡市龍明 279-2	66	MP-04-59	茨城県石岡市太田 1469-3
32	MP-03-18	茨城県石岡市龍明 189	67	MP-04-60	茨城県石岡市太田 1469-1
33	MP-03-22	茨城県石岡市龍明 59	68	MP-04-62	茨城県石岡市小見 1117-12
34	MP-03-26	茨城県石岡市小屋 713-1	69	MP-04-63	茨城県石岡市小見 1045-1
35	MP-03-27	茨城県石岡市小屋 713-2	70	MP-04-65	茨城県石岡市小見 682

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト実施場所

No	モニタリングエリア番号	住所	No	モニタリングポイント番号	住所
71	MP-04-66	茨城県石岡市中戸 743-1	96	MP-07-04	茨城県石岡市下林 1673
72	MP-04-67	茨城県石岡市中戸 1350-2	97	MP-07-05	茨城県石岡市下林 1656-6
73	MP-04-68	茨城県石岡市中戸 1224	98	MP-07-06	茨城県石岡市嘉良寿理 590-2
74	MP-04-72	茨城県石岡市中戸 785-14	99	MP-07-12	茨城県石岡市下林 1403-1
75	MP-04-73	茨城県石岡市中戸 765-4	100	MP-07-13	茨城県石岡市上林 852
76	MP-05-03	茨城県石岡市瓦谷 2950-111	101	MP-07-16	茨城県石岡市嘉良寿理 628-2
77	MP-05-08	茨城県石岡市瓦谷 2949-1	102	MP-07-19	茨城県石岡市根小屋 1441-3
78	MP-05-10	茨城県石岡市瓦谷 2950-96	103	MP-07-20	茨城県石岡市下林 1524-1
79	MP-05-13	茨城県石岡市瓦谷 2537-44	104	MP-07-23	茨城県石岡市嘉良寿理 645-3
80	MP-05-14	茨城県石岡市瓦谷 2537-55	105	MP-07-36	茨城県石岡市根小屋 1029-2
81	MP-05-15	茨城県石岡市瓦谷 2950-134	106	MP-08-01	茨城県石岡市小野越 355-1
82	MP-05-18	茨城県石岡市瓦谷 2936-3	107	MP-08-02	茨城県石岡市小野越 355-2
83	MP-05-19	茨城県石岡市部原 672-5	108	MP-08-06	茨城県石岡市菖蒲沢 700
84	MP-05-20	茨城県石岡市部原 672-6	109	MP-08-07	茨城県石岡市菖蒲沢 698
85	MP-05-23	茨城県石岡市瓦谷 3115-6	110	MP-08-10	茨城県石岡市菖蒲沢 657-2
86	MP-05-26	茨城県石岡市瓦谷 3196-4	111	MP-08-15	茨城県石岡市青田 440-11
87	MP-05-31	茨城県石岡市宇治会 370	112	MP-08-24	茨城県石岡市川又 320-26
88	MP-05-32	茨城県石岡市宇治会 367	113	MP-08-29	茨城県石岡市青田 420
89	MP-06-01	茨城県石岡市柴間 72-1	114	MP-08-30	茨城県石岡市月岡 17
90	MP-06-06	茨城県石岡市柴間 86	115	MP-08-35	茨城県石岡市柴内 454-3
91	MP-06-09	茨城県石岡市柴間 123-1	116	MP-08-38	茨城県石岡市柴内 315-2
92	MP-06-15	茨城県石岡市山崎 2890-2	117	MP-08-40	茨城県石岡市半田 1743
93	MP-07-01	茨城県石岡市嘉良寿理 622-1	118	MP-08-41	茨城県石岡市半田 1656
94	MP-07-02	茨城県石岡市根小屋 202-3	119	MP-08-43	茨城県石岡市半田 1742
95	MP-07-03	茨城県石岡市下林 1655	120	MP-08-44	茨城県石岡市半田 1648

項目	内容
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	64.85 ha
プロジェクト期間	2007 年 12 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日（5 年 4 ヶ月）
クレジット期間	2008 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日
プロジェクト計画開始届提出日	2012年9月28日

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td>妥当性確認終了日</td><td colspan="7">2012年10月22日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[5]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>127</td><td>161</td><td>203</td><td>232</td><td>234</td><td>959</td></tr>
<tr><td>適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="7">オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
(　　　森林管理プロジェクト用)　ver. 6.2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="6">R.001 ver. 6.2</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="6">森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="7">(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)
石岡市森林カーボンオフセット協議会会長之印 印</td></tr>
</table>

[5] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<table>
<tr><td rowspan="1">ダブルカウントの防止措置内容</td><td>

以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む）に申請しています

類似制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

</td></tr>
</table>

様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

□ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

□ ホームページ

ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ その他

具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

特になし。

以 上

妥当性確認結果の概要報告書　第 2.0 版
2011.4.21

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24年10月24日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
石岡市森林カーボンオフセット協議会による間伐促進型プロジェクト～石岡市の森林資源を活性化するプロジェクト～			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	SGS ジャパン株式会社　印		
担当部署名	認証サービス事業部　森林認証部		
責任者名	今泉　俊一		
責任者 E-mail	shunichi-imaizumi@sgs.com		
責任者電話番号	045-330-5047		
審査員名[i]	今泉　俊一/主任検証員（チームリーダー） 佐々木　聡子/主任検証員（レビューアー）		
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認機関としての登録を受けています。		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 10 月 24 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.2		
妥当性確認期間	2012 年 9 月 29 日～2012 年 10 月 24 日		
現地審査	有	期間	2012 年 10 月 2、3 日
	審査内容	プロジェクト対象の森林を訪問し、モニタリングプロットがモニタリング方法ガイドラインに沿って計画されているか確認した。また、モニタリングプロット設置予定箇所周辺を踏査し、プロジェクト計画書に記述された森林の状況及び間伐実施状況から乖離がないかについて確認した。現地審査時には担当者へのインタビューも実施し、構築されたモニタリング体制が組織の実態に即しているか、モニタリングガイドラインに即しモニタリング手順が作成されているかについて確認した。	
プロジェクト情報（A・B）	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、プロジェクト計画書に記載されたプロジェクト情報について検討を行った結果、重要性の点から適正に表示されており、プ		

	ロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に依拠して作成されていることを確認した。
適格性要件（C）	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、プロジェクト計画書に記述された方法論は、方法論（R001）において要求される適格性要件の全てを満たしていることを確認した。
排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	モニタリング計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、モニタリング計画書に記載されている吸収量算定式及び結果は、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。
モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）	モニタリング計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、モニタリング計画書の内容は、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。
その他(D)	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、関連許認可及び関連法令等の遵守状況等について、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。
機関の見解（サマリー・結論）	石岡市森林カーボンオフセット協議会の「石岡市森林カーボンオフセット協議会による間伐促進型プロジェクト～石岡市の森林資源を活性化するプロジェクト～」に対し、提出されたプロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトについて、合意された妥当性確認の範囲、目的及び基準に基づき、合意的保証を付与する水準にて妥当性確認を実施した。その結果、プロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、方法論（R001）に依拠して作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると判断した。 最終版のモニタリング計画書において修正されたデータに基づき算定されたプロジェクト全体の不確かさは 3.4%であり、重要性の判断基準である10%未満であることを確認した。 以上より、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証委員会による登録を行うことを推奨する。

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間 2012年10月9日～2012年10月23日 コメント：特になし。 妥当性確認機関の見解：特になし。